資料3

令和3年7月30日
改定　令和8年9月10日

島根地域の緊急時対応
（全体版）

島根地域原子力防災協議会

目　次

1. はじめに　P. 3
2. 島根地域の概要　P. 5
3. 緊急事態における対応体制　P. 10
4. PAZの施設敷地緊急事態における対応　P. 25
5. PAZの全面緊急事態における対応　P. 40
6. UPZにおける対応　P. 54
7. 冷却告示の対象である1号機に係る対応　P. 98
8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制　P. 102
9. 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの実施体制　P. 116
10. 原子力災害時の医療等の実施体制　P. 126
11. 実動組織の支援体制　P. 138

（注）本資料の地図は、(C)2026ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1. はじめに

この「島根地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した島根地域原子力防災協議会において、中国電力株式会社島根原子力発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

島根地域原子力防災協議会の構成員

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのﾜｰｷﾝｸﾞﾁｰﾑとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、島根地域においても「島根地域原子力防災協議会」が設置された。

島根地域原子力防災協議会の構成員･ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰは、以下のとおりである。

構　成　員

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房自然災害等対策総括官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁資源ｴﾈﾙｷﾞｰ政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
島根県副知事
鳥取県副知事

ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ

松江市（まつえし）
出雲市（いずもし）
安来市（やすぎし）
雲南市（うんなんし）
米子市（よなごし）
境港市（さかいみなとし）
中国電力株式会社（ちゅうごくでんりょく）

※　協議会の運営は、内閣府が行う。
※　協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置。

2. 島根地域の概要

島根原子力発電所の概要

- 島根原子力発電所は、中国電力（株）が島根県松江市鹿島町に設置している原子力発電所である。
- 島根原子力発電所は、昭和49年3月に1号機の営業運転を開始。平成元年2月に2号機の営業運転を開始している。
- なお、1号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

中国電力（株）島根原子力発電所について

（1）所在地　島根県松江市鹿島町

（2）概要

1号機：46.0万kW・BWR
2号機：82.0万kW・BWR
3号機：137.3万kW・ABWR

（3）着工／運転開始／経過年数（令和8年9月時点）

1号機：昭和45年 2月／昭和49年3月／52年
（平成27年 4月をもって廃止）
2号機：昭和59年 2月／平成元年2月／37年
3号機：平成17年12月／　未　定　／ ー

出典：国土地理院ホームページ（https://maps.gsi.go.jp/）
「白地図」国土地理院（https://maps.gsi.go.jp/#9/34.862947/133.145783）をもとに
内閣府（原子力防災担当）作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 島根県及び鳥取県の地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所よりおおむね5kmを目安とするPAZ、発電所よりおおむね5～30kmを目安とするUPZの対象地区名を明らかにしている。
- 島根地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは松江市（島根県）、UPZは島根県4市、鳥取県2市にまたがる。
- 冷却告示の対象である1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要については、P99参照。

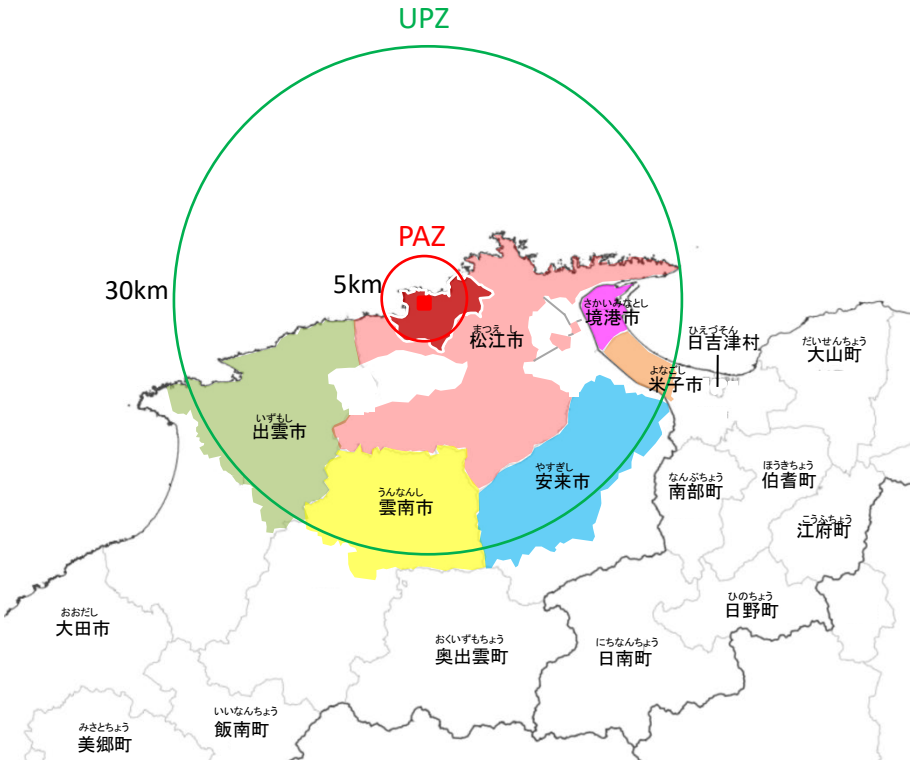

出典：国土地理院ホームページ（https://maps.gsi.go.jp/）
「白地図」国土地理院（https://maps.gsi.go.jp/#9/34.862947/133.145783）をもとに
内閣府（原子力防災担当）作成

＜おおむね5km圏内＞

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市（松江市）　住民数：8,197人※

＜おおむね5～30km圏内＞

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

6市
（ 島根県：松江市、出雲市、安来市、雲南市
鳥取県：米子市、境港市 ）

住民数：431,868人※

※令和7年12月末時点

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は8,197人、UPZ内人口は431,868人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で440,065人。

関係市名		PAZ内（おおむね5km圏内）		UPZ内（おおむね5～30km圏内）		合　計	
島根県	松江市（まつえし）	8,197　人	3,882世帯	184,315　人	88,329世帯	192,512　人	92,211世帯
	出雲市（いずもし）	―	―	121,434　人	50,510世帯	121,434　人	50,510世帯
	安来市（やすぎし）	―	―	30,248　人	12,505世帯	30,248　人	12,505世帯
	雲南市（うんなんし）	―	―	27,723　人	10,867世帯	27,723　人	10,867世帯
小　計		8,197　人	3,882世帯	363,720　人	162,211世帯	371,917　人	166,093世帯
鳥取県	米子市（よなごし）	―	―	36,094　人	16,960世帯	36,094　人	16,960世帯
	境港市（さかいみなとし）	―	―	32,054　人	15,546世帯	32,054　人	15,546世帯
小　計		―	―	68,148　人	32,506世帯	68,148　人	32,506世帯
合　計		8,197　人	3,882世帯	431,868　人	194,717世帯	440,065　人	198,599世帯

※令和7年12月末時点

昼間流入出人口（就労者等）の状況

- 令和2年国勢調査によると、松江(まつえし)市全体での他地域からの昼間流入人口は約17,500人。
- 令和3年経済ｾﾝｻｽによると、約350事業所、約4,000人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又はﾊﾞｽを通勤手段としている。

〈昼間流入・流出人口〉

	他地域からの流入人口	他地域への流出人口	差引増減
松江(まつえし)市	17,451人	11,346人	6,105人

出典：令和2年国勢調査従業地・通学地集計　従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

〈PAZ内の就労者数〉

PAZ対象地区	事業所数	従業者数
鹿島(かしま)地区	240	2,954人
生馬(いくま)地区	22	298人
古江(ふるえ)地区※	51	497人
島根(しまね)地区	37	282人
合　計	350	4,031人

出典：令和3年経済ｾﾝｻｽ － 活動調査　町丁・大字別集計（総務省・経済産業省）

※　古江(ふるえ)地区の一部区域でUPZを含むことから、当該区域のUPZの数値を含んでいる。

3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ：EAL（※1））

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

	警戒事態 EAL（AL）（※2） 例）全交流電源喪失	施設敷地緊急事態 EAL（SE）（※2） 例）全交流電源喪失が30分以上継続	全面緊急事態 EAL（GE）（※2） 例）炉心冷却機能喪失
PAZ ～おおむね5km	施設敷地緊急事態要避難者（※3）の避難・屋内退避の準備開始	施設敷地緊急事態要避難者（※3）の避難開始・屋内退避 住民の避難準備開始 安定ﾖｳ素剤の服用準備	住民の避難開始 安定ﾖｳ素剤の服用
UPZ おおむね5km～30km（※4）		屋内退避の準備	屋内退避
UPZ外 おおむね30km～（※5）			

（※1）　EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

（※2）　（AL）＝Alert　（SE）＝Site area Emergency　（GE）＝General Emergency

（※3）　「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
イ　要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
ロ　妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
ハ　安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

（※4）　事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZにおいても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

（※5）　UPZと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ：OIL（※））

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

UPZ
おおむね5km
～30km

緊急防護措置【OIL1】
500μSv/h超過

- 数時間内を目途に地域を特定
- 避難（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）の実施

早期防護措置【OIL2】
20μSv/h超過

- 1日内を目途に地域を特定
- 対象地域の生産物の摂取を制限
- 対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転

飲食物摂取制限【OIL6】
［飲食物に係るｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ基準］
0.5μSv/h超過

- 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定
- 1週間程度内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施
- 基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

- 避難等する住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染【OIL4】

UPZ外
おおむね
30km～

UPZ内と同じ

（※）OIL(Operational Intervention Level)：運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ
放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

島根県、鳥取県及び関係市の対応体制

- 警戒事態では、島根県は対策会議、鳥取県は災害警戒本部、松江市は原子力事故対策会議を開催又は設置し、関係市も同様の体制の設置又は連絡体制を確立。
- 施設敷地緊急事態では、島根県、鳥取県及び関係6市は、それぞれ災害対策本部に移行。
- 警戒事態では、要員参集、情報収集・連絡体制を構築、住民等に対する情報提供を始め、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。

国の対応体制

- 松江市において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に移行し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）等へ内閣府副大臣及び国の職員を派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市等のメンバーからなる原子力災害合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

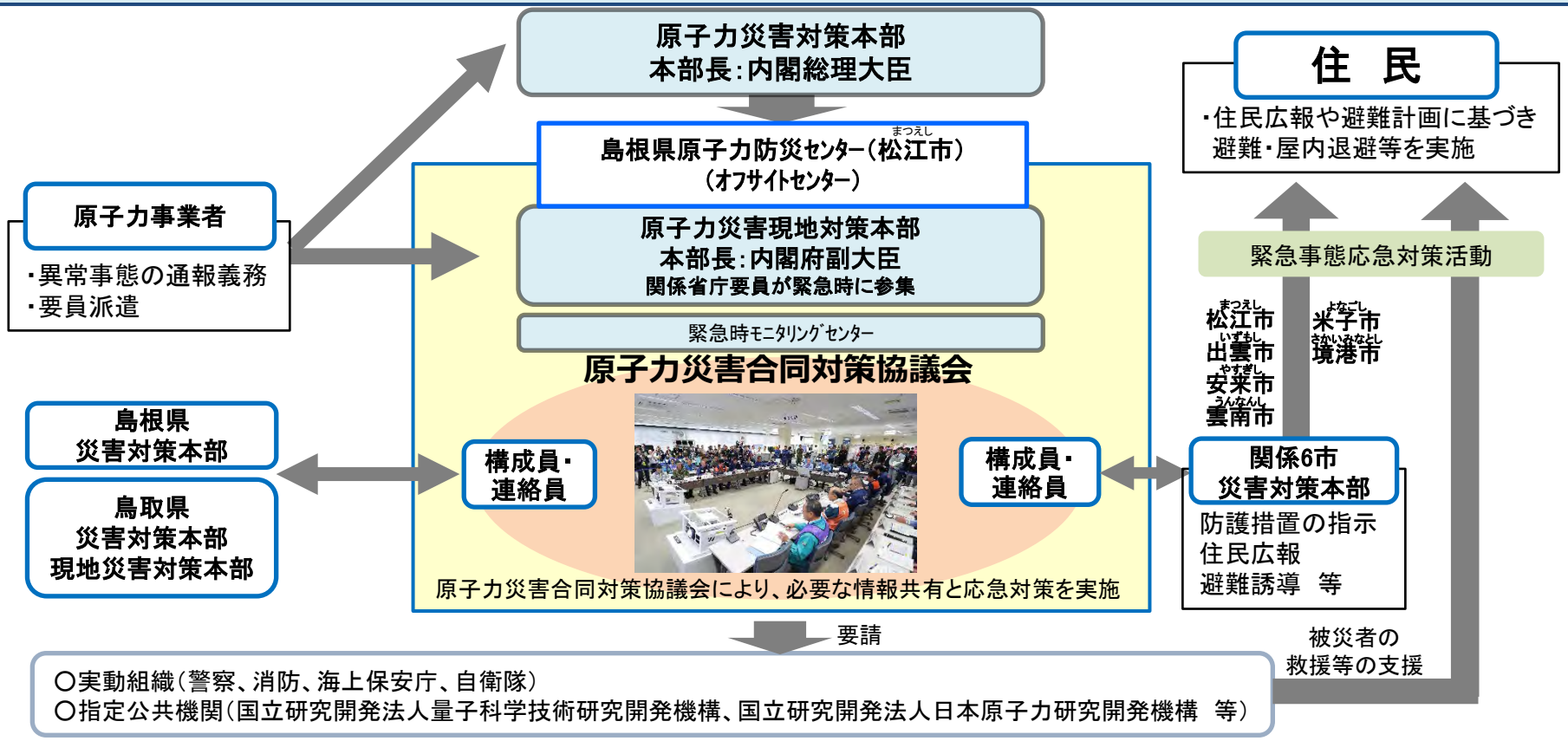

国の職員・資機材等の緊急輸送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等を島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）及び島根県、鳥取県に派遣。併せて必要な資機材の緊急輸送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急輸送を実施。

③美保基地（米子空港）～島根県原子力防災センター
バス車両等　約40分

②入間基地～美保基地（米子空港）
輸送機（自衛隊）　約1時間

① 環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導（警察）約1時間

＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞

原子力規制委員会・内閣府
原子力事故合同対策本部

国の職員
必要な資機材

↓ 必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁
（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省）

→ 輸送支援

↓

オフサイトセンター等

島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）への派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）

環境省・内閣府～入間基地～美保基地～島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）

(C)2026ZENRIN(Z05E-第175号)

島根県原子力防災センターの放射線防護対策・電源対策

➢ 島根県原子力防災センターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造で、3階建ての構造。

【放射線防護対策】

・放射性物質除去フィルター、換気設備、シャッター改修等の気密性向上を実施済み。

【電源対策】

・無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日間分の電源を確保）。

・自家用発電機の燃料不足時等には、電源車用電源受け口より、中国電力（株）が用意する電源車で継続して電源を確保。

島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）
（発電所からの距離約8.5km）

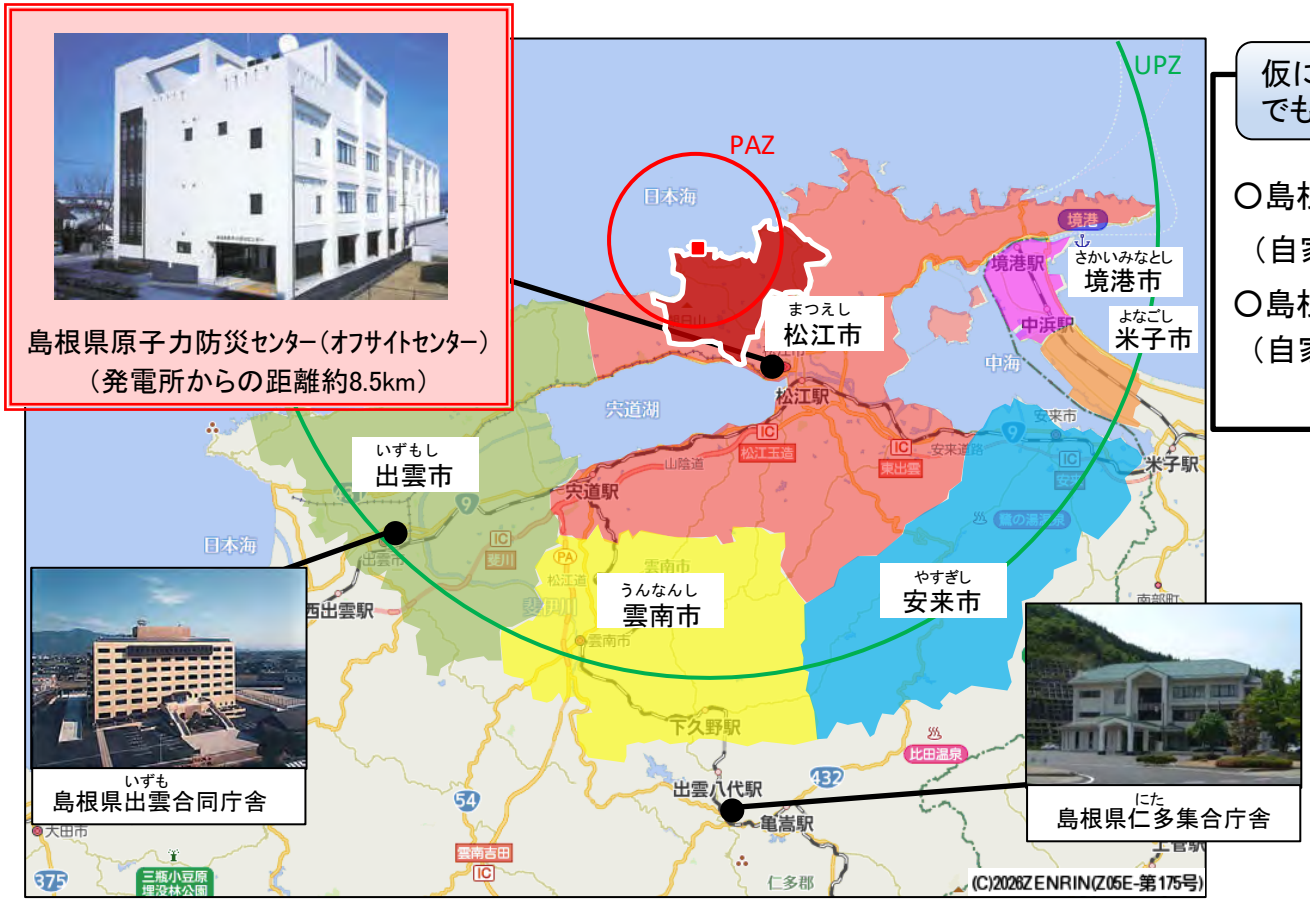

いずも
島根県出雲合同庁舎

にた
島根県仁多集合庁舎

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

〇島根県出雲（いずも）合同庁舎（出雲（いずもし）市）約：28.3km
（自家用発電機により、約4日間稼働可）

〇島根県仁多（にた）集合庁舎（奥出雲（おくいずもちょう）町）約：38.5km
（自家用発電機により、約3日間稼働可）

※距離は、いずれも発電所からの直線距離

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているﾃﾚﾋﾞ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞

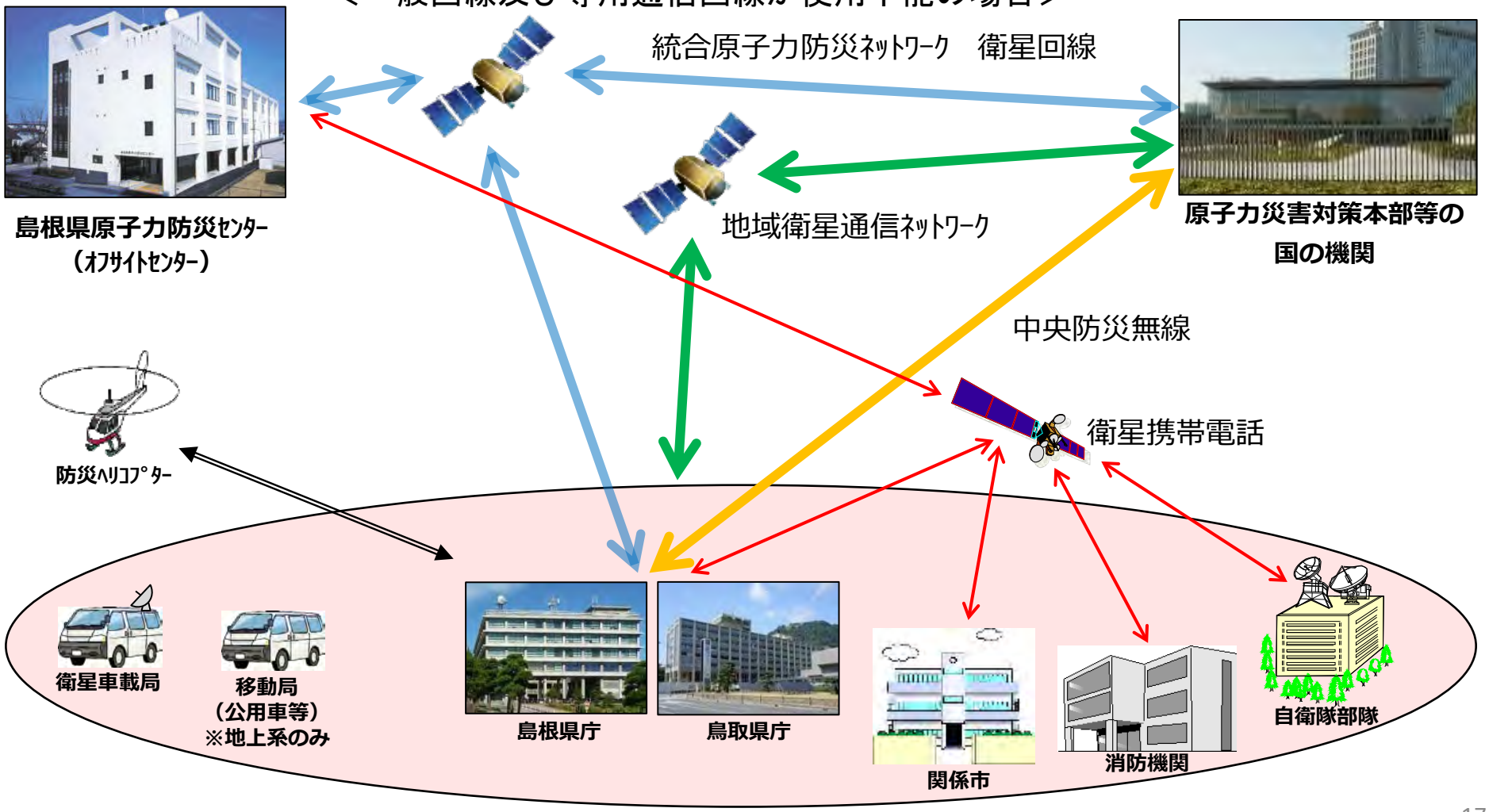

防災行政無線ﾈｯﾄﾜｰｸ（地上系・衛星系）

住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をﾃﾚﾋﾞ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災ﾒｰﾙ、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。
- 音声情報・文字情報を組み合わせ、障がい者、外国人等の要配慮者への情報伝達に配慮。

※ 災害時における報道・放送の要請に関する協定をNHK、民放、ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ、ﾗｼﾞｵ放送及び新聞の各社と締結済み（島根県、鳥取県）

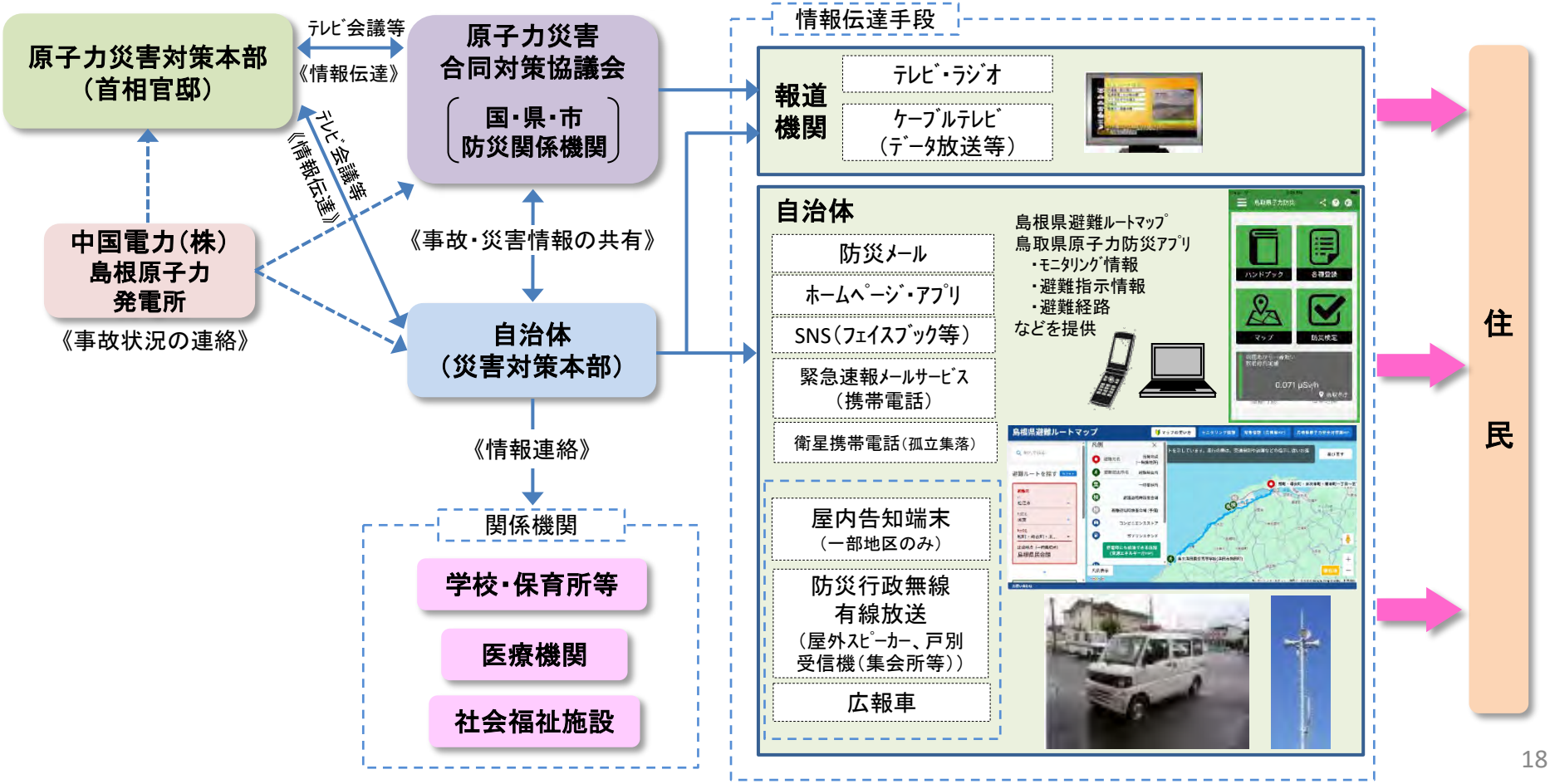

観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 島根県、鳥取県及び関係市は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態以降で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 島根県、鳥取県及び関係市は、防災行政無線、広報車、緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ等により観光客等一時滞在者に情報を伝達（P18と同様）。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ﾖｳ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、島根県、鳥取県及び関係市に、その内容をﾃﾚﾋﾞ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ（ｲﾒｰｼﾞ）】

受信ﾒｰﾙ

20〇〇/〇〇/〇〇　〇〇:〇〇
〇〇市からのお知らせです。島根原子力発電所は、警戒事態となっています。現在放射性物質は放出されていませんが、観光客等一時滞在者の皆さんは帰宅や建物内への退避をしてください。
（〇〇市）

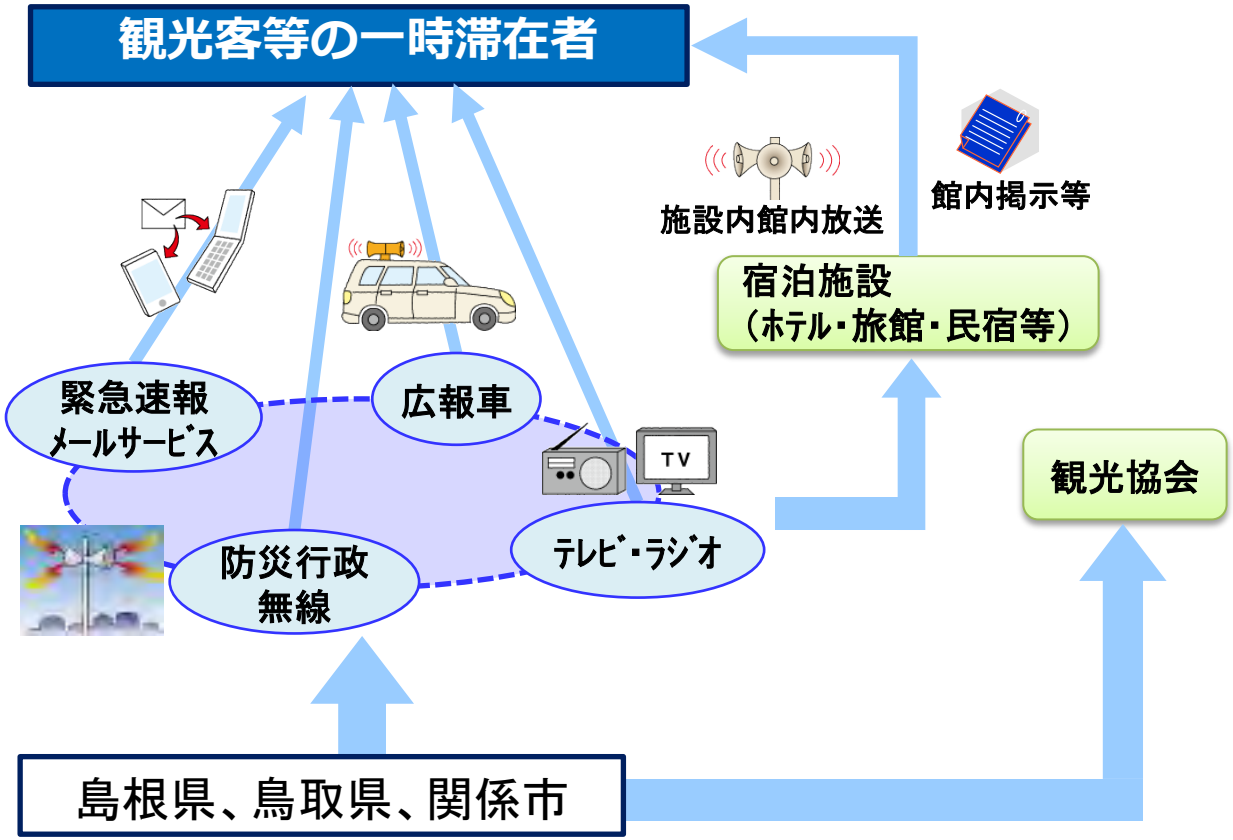

国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。
- 現地での記者会見については、島根県原子力防災センターに隣接する島根県職員会館において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

①事故の発生日時及び概要

②事故の状況と今後の予測

③原子力発電所における対応状況

④行政機関の対応状況

⑤住民等がとるべき行動

⑥避難対象区域及び屋内退避区域

（一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有）

【情報発信のイメージ】

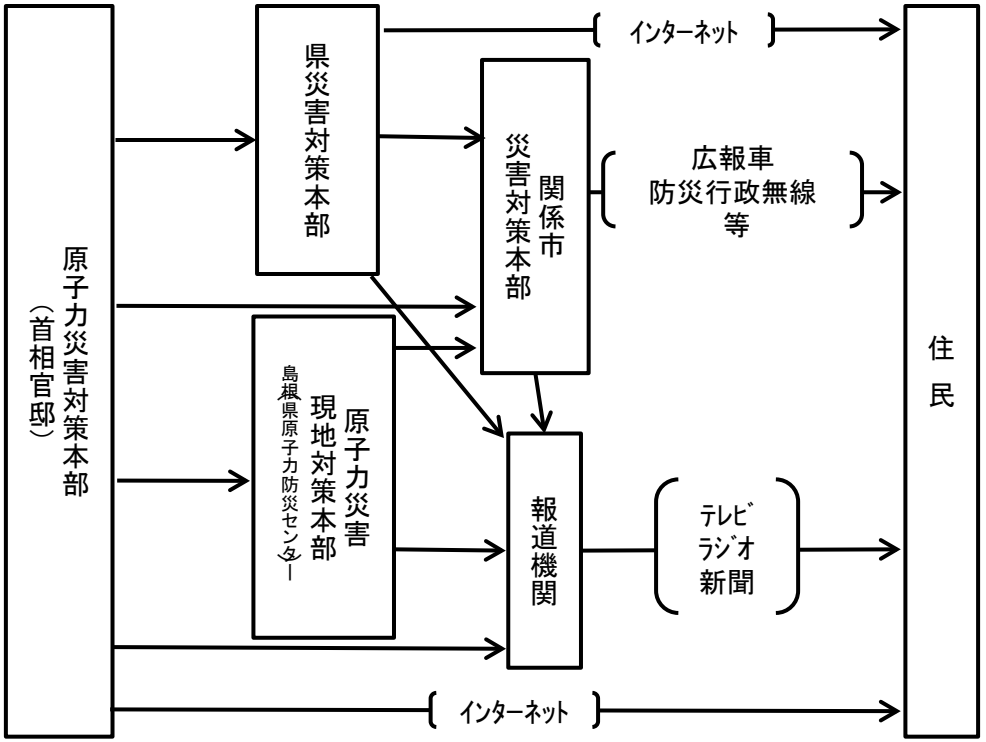

国、島根県・鳥取県及び関係市等による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等は、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のﾆｰｽﾞを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 島根県原子力防災ｾﾝﾀｰ（ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ）では、島根県・鳥取県及び関係市の問合せ対応を支援。

島根県・鳥取県及び関係市における対応

- 島根県・鳥取県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（中国電力（株））における対応

- 原子力事業者（中国電力（株））は、原子力災害発生時、直ちに相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

<u>住民等のﾆｰｽﾞを見極め、柔軟に対応</u>

① 事故の発生日時及び概要
② 事故の状況と今後の予測
③ 原子力発電所における対応状況
④ 行政機関の対応状況
⑤ 住民等がとるべき行動
⑥ 避難対象区域及び屋内退避区域
⑦ 被災企業等への援助・助成措置

住民等に向けた原子力防災情報の提供

- 避難に関する情報（避難先、避難経路、避難退域時検査場所、一時集結所等）をまとめた「地区別広域避難計画ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ」をPAZ及びUPZの全地区分作成し、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公表するとともに各戸へ配布。
- その他広報誌を定期的に発行し、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで公表するとともに配布。

地区別広域避難計画ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ（島根県）

地区別避難計画ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ（鳥取県）

ｱﾄﾑの広場（島根県）

原子力防災ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ（鳥取県）

複合災害時の避難に係る基本的な考え方

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。

2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難を実動組織の支援を得て実施、または屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。

3. この他、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

複合災害時における対応体制

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」等と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、ﾌｨﾙﾀﾍﾞﾝﾄにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P143参照）。

原子力災害対策本部
（対象：原子力災害）

緊急（非常、特定）災害対策本部
（対象：自然災害）

本部会議

- **両本部による合同会議の開催**

意思決定の一元化

情報収集の一元化

事務局
（現地組織含む）

原子力規制庁ERC等
- 原発事故の鎮圧
- 放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ
- 原発周辺住民への避難等に関する調整

- **相互にﾘｴｿﾞﾝの派遣**
- **情報共有ﾈｯﾄﾜｰｸの相互導入**

内閣府庁舎等
- 地震等による被災状況の把握
- 被災者の救助
- 避難住民への支援

指示・調整の一元化

現場活動

- **両本部から実動組織等への指示・調整の一元化**
- **救助・救難活動や被災者支援の一元化**

実動組織等

4. PAZの施設敷地緊急事態における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. 施設敷地緊急事態要避難者（医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ﾖｳ素剤を服用できないと医師が判断した者）について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校、保育所等の児童等について、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童等について移動手段を確保し、緊急退避所への退避を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所及び避難先における避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

島根県、松江市における初動対応

- 島根県は、警戒事態の段階で対策会議を開催するなど、要員約120名が対応。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態の段階で災害対策本部を設置、要員約1,200名が対応。
- 松江市は、警戒事態の段階で市役所本庁舎に原子力事故対策会議を、支所・公民館に支所・地区原子力事故対策会議を設置し、要員約500名が対応。施設敷地緊急事態で災害対策本部、支所・地区災害対策本部をそれぞれ設置し、要員約1,400名が対応。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備のため、島根県、松江市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、バス避難を行うPAZ内の住民の集合場所となる一時集結所13か所（鹿島地区9か所、生馬地区1か所、古江地区2か所、島根地区1か所）の開設や安定ヨウ素剤の緊急配布の準備のため、松江市は各一時集結所に4名程度の要員を派遣。

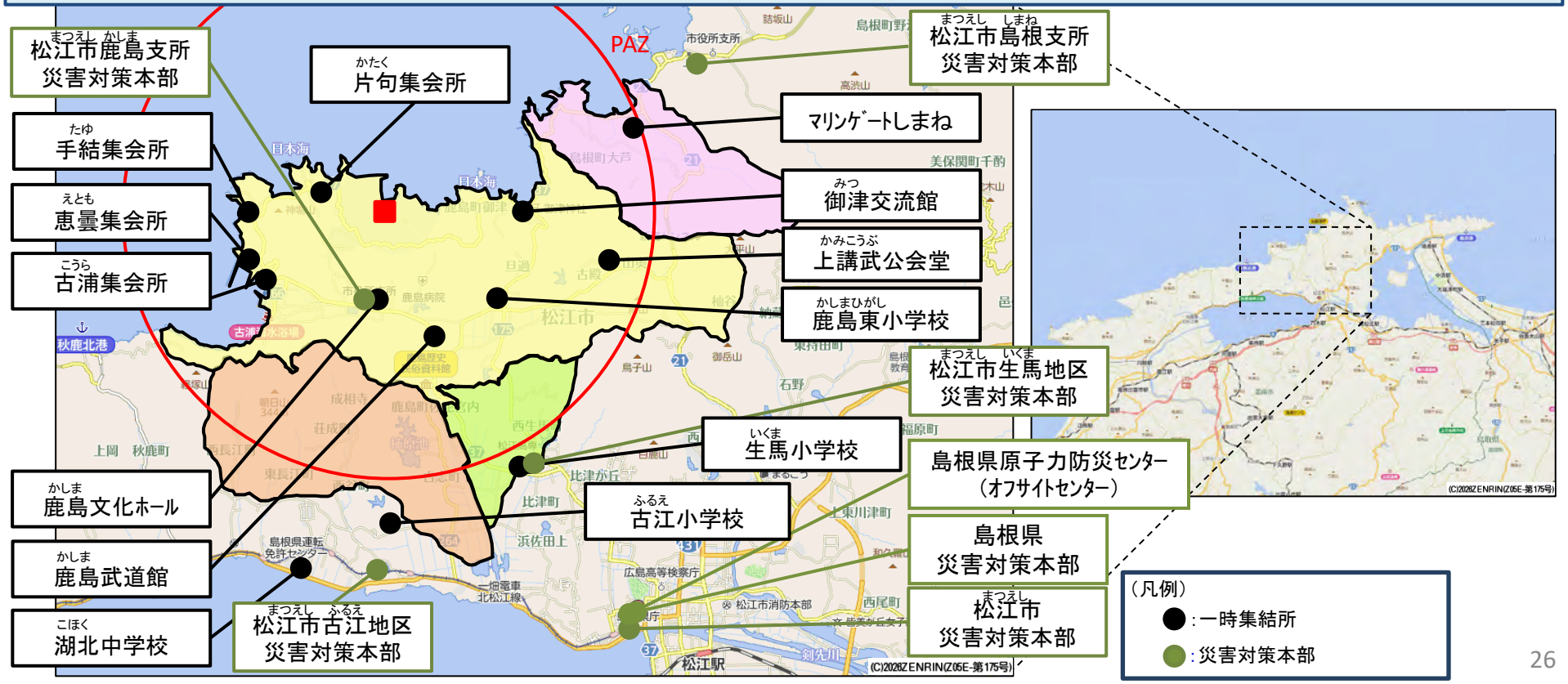

住民への情報伝達

- 避難の対象となる地区内の支所・地区災害対策本部を拠点に、地区単位のｺﾐｭﾆﾃｨも活用し、情報を伝達。
- 支所・地区災害対策本部は、IP無線等により、市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部はﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ、緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ等を、支所・地区災害対策本部は防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 支所・地区災害対策本部では、消防団、自治会、自主防災組織などの地域の防災組織と連携し、住民の避難の状況等の確認を実施。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、支所・地区災害対策本部等から実施。

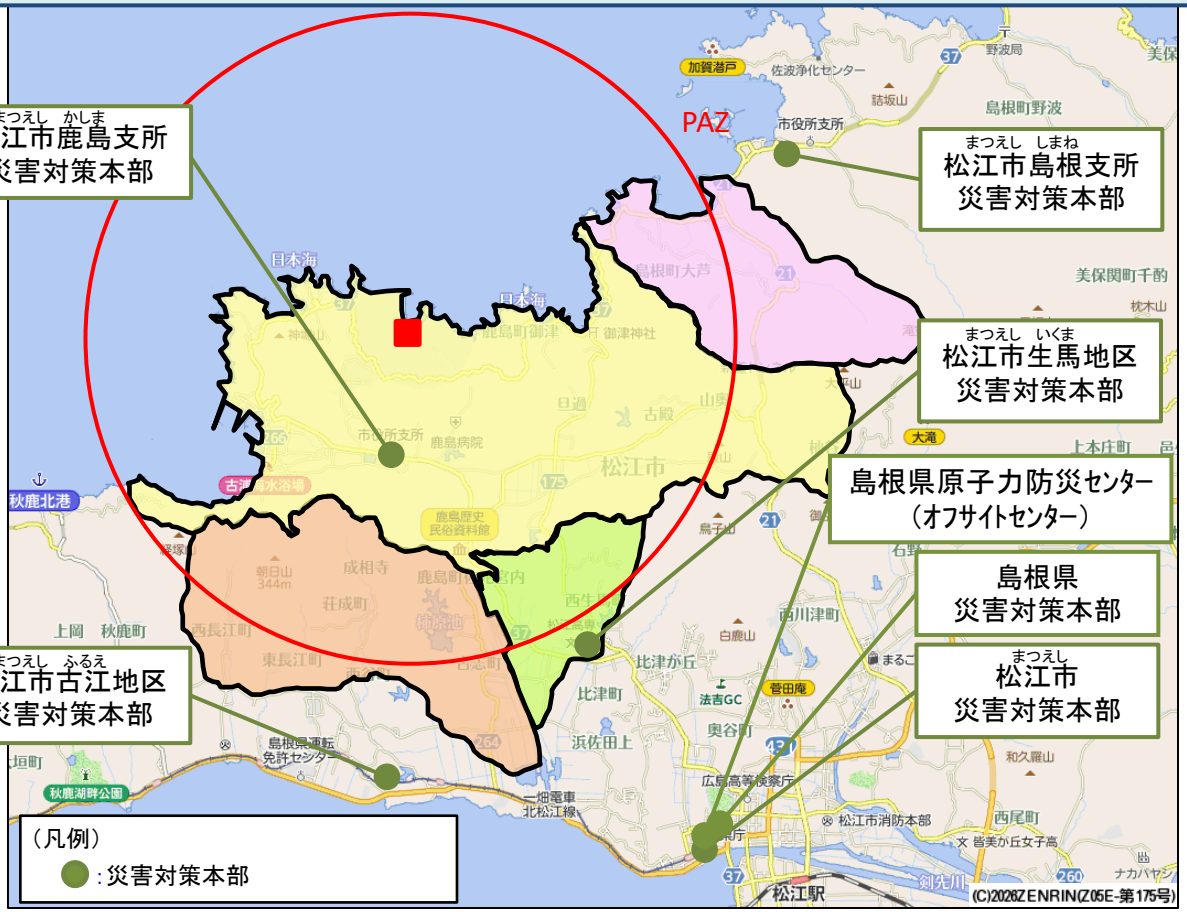

- ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ、緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ、防災行政無線等を活用し住民へ情報を伝達
- 防災行政無線戸別受信機や音声告知放送端末を市内各戸に設置
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各支所・地区災害対策本部が実施

- 松江市災害対策本部、支所・地区災害対策本部及び各一時集結所間の情報共有は、IP無線等で実施

PAZにおける避難体制

- 警戒事態で、松江市は、住民広報、一時集結所の開設準備を行い、島根県に対して避難用車両等の手配を依頼。また、島根県は避難経由所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、松江市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難経由所を経由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、松江市は、住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難経由所を経由して避難先へ移動する。ﾊﾞｽにより避難する住民は、一時集結所に集合し、その後、避難経由所を経由して避難先へ移動する。

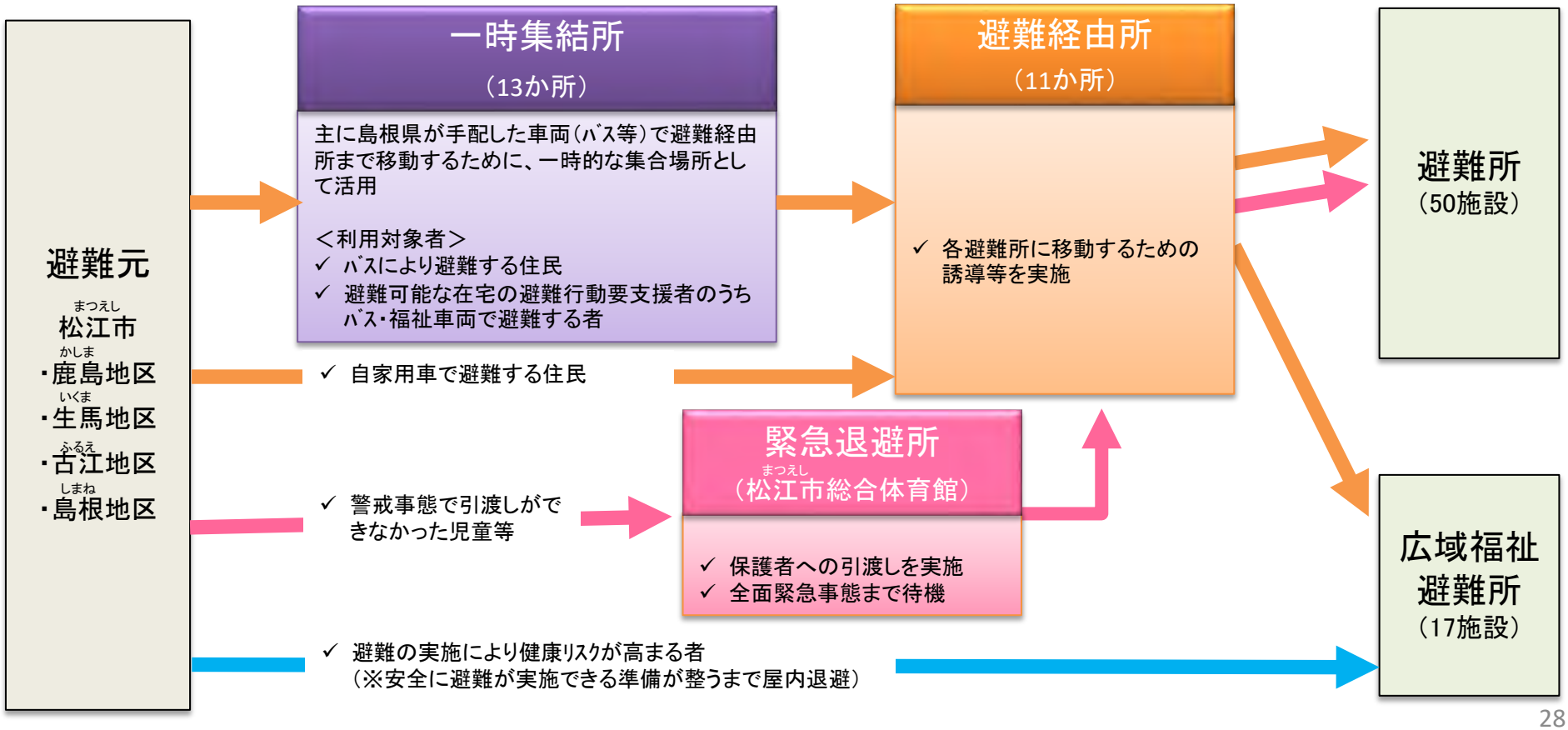

PAZの学校・保育所等の児童等の避難

- PAZの学校・保育所等は、警戒事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態に至った又は同事態となることが見込まれる場合、保護者への引渡しを継続するため、引渡し場所をPAZ外の緊急退避所に変更し、引渡しを継続。保護者は、避難の準備を整えた上で引渡しを受け、避難指示があるまで緊急退避所にて待機。
- 全面緊急事態に至った場合、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。
- PAZの全ての学校、幼稚園・保育所等において施設ごとに個別避難計画を策定済み。

区分	学校名	人数（人） 児童等	小計
保育所（3施設）	恵曇（えとも）保育所	35	104
	御津（みつ）保育所	27	
	マリン保育所	42	
幼稚園（2施設）	佐太（さだ）幼稚園	11	17
	講武（こうぶ）幼稚園	6	

※児童等の人数については、令和7年5月現在（保育所のみ令和8年1月現在）

区分	学校名	人数（人） 児童等	小計
小学校（4施設）	佐太（さだ）小学校	84	357
	恵曇（えとも）小学校	52	
	鹿島東（かしまひがし）小学校	92	
	生馬（いくま）小学校	129	
中学校（1施設）	鹿島（かしま）中学校	115	115
特支等（2施設）	松江（まつえ）工業高等専門学校	1,083	1,109
	松江（まつえ）ろう学校	26	
12施設	合 計	1, 702	

職員数の合計は343人

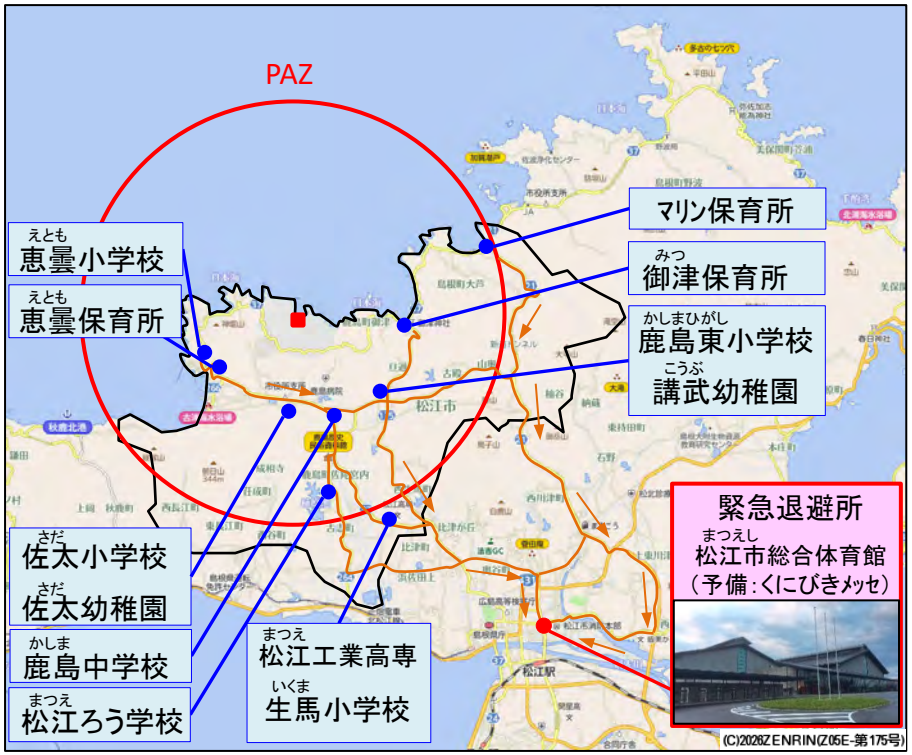

警戒事態
- ・学校等から保護者へ連絡
- ・学校等で保護者へ児童等を引渡し

→ 児童等の引渡し（学校等） → 自宅待機 一部、避難準備※

施設敷地緊急事態
- 保護者へ引渡しができなかった児童等を教職員が引率し、バスで緊急退避所に移動（引渡しを継続）

→ 児童等の引渡し（緊急退避所） → 緊急退避所で待機 → 避難準備 一部、避難開始※

全面緊急事態
- 引渡しを受けた保護者と児童等は、避難先に避難

→ 児童等の引渡し（緊急退避所） → 避難開始 → 避難開始※

→ 保護者へ引渡しができなかった児童等を教職員が引率し、バスで避難先に避難（避難先で引渡し） → 避難先

※左のフローのうち、警戒事態で保護者へ引渡した保育所・幼稚園の児童については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。

PAZの医療機関・社会福祉施設の入所者等の避難

- PAZの医療機関（1施設、定員177名）及び社会福祉施設（入所13施設、定員計304名）の避難計画を策定済み。
- 医療機関については、島根県があらかじめ選定した県内災害拠点病院3施設から優先し、避難先を調整。
- 社会福祉施設については、島根県が大田市（おおだし）や奥出雲町（おくいずもちょう）の広域福祉避難所から避難先を調整。
- 避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。

＜PAZの14施設の入所者等の避難の考え方＞

避難元施設

＜放射線防護対策施設＞

地区	施設種別	施設名	定員
鹿島（かしま）	病院	鹿島（かしま）病院	177

計　177人（職員数254人）

地区	施設種別	施設名	定員
鹿島（かしま）	特別養護老人ﾎｰﾑ	あとむ苑（あとむえん）	40
古江（ふるえ）	特別養護老人ﾎｰﾑ	あさひ乃苑（あさひのえん）	29
	障害者支援施設	四ッ葉園（よつばえん）	60
島根（しまね）	特別養護老人ﾎｰﾑ	ゆうなぎ苑（ゆうなぎえん）	50
	障害者支援施設	はばたき	40
	障害児入所施設	松江（まつえ）学園	20

計　239人（職員数174人）

地区	施設種別	施設名	定員
鹿島（かしま）	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	あとむ苑（あとむえん）	9
古江（ふるえ）	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	たんぽぽの家	6
		第2たんぽぽの家	8
		第3たんぽぽの家	6
		たんぽぽ若葉（わかば）	20
島根（しまね）	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	ひまわりの家（しおかぜ）	10
	ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ	みしょう	6

計　65人（職員数28人）

避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者
416人（職員428人）

自施設内の放射線防護区域に移動

放射線防護対策施設（自施設）

入院患者

施設入所者

安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施

支援者が同行することで避難可能な入所者数
65人（職員28人）

福祉車両、ﾊﾞｽ等で移動

避難先施設（候補）

施設種別	施設名	受入見込数
病院	島根大学医学部附属病院、大田（おおだ）市立病院、済生会江津（ごうつ）総合病院　ほか	177

病院　計　177人

避難元地区	避難先市町	施設名	受入見込数
鹿島（かしま） 古江（ふるえ）	大田市（おおだし）	国立三瓶（さんべ）青少年交流の家 国民宿舎さんべ荘 旧温泉津（ゆのつ）保健ｾﾝﾀｰ 仁摩（にま）保健ｾﾝﾀｰ 亀の子工房（防災ｾﾝﾀｰ） 仁摩（にま）農村環境改善ｾﾝﾀｰ 仁万（にま）まちづくりｾﾝﾀｰ 馬路（まじ）まちづくりｾﾝﾀｰ 大屋（おおや）まちづくりｾﾝﾀｰ	952
島根（しまね）	奥出雲町（おくいずもちょう）	ｶﾙﾁｬｰﾌﾟﾗｻﾞ仁多（にた） あいｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 横田（よこた）ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 馬木（まき）ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 八川（やかわ）ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 鳥上（とりかみ）ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 布勢（ふせ）ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	623

広域福祉避難所　計　1,575人

PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- PAZ内の在宅の避難行動要支援者887人のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるため施設敷地緊急事態で避難等を実施すべきと把握した281人について、あらかじめ避難先の候補施設を決めてあり、家族・近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織、見守り組織、松江市職員、消防職員・団員等の支援者の協力を得て避難を実施。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又は島根県等が確保したﾊﾞｽで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、支援者の車両又は島根県等が確保した福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

対象者

計 281人
（支援者281人）

鹿島地区203人
（支援者203人）

生馬地区19人
（支援者19人）

古江地区30人
（支援者30人）

島根地区29人
（支援者29人）

支援者が同行することで避難可能な者

うち178人
（支援者178人）

- 鹿島地区131人（支援者131人）
- 生馬地区13人（支援者13人）
- 古江地区14人（支援者14人）
- 島根地区20人（支援者20人）

徒歩等 → 一時集結所（13か所） → ﾊﾞｽ（20人（支援者20人）） → 避難経由所（11か所）

支援者の車両で移動（158人（支援者158人））

避難経由所で指定された広域福祉避難所へ移動

避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者

うち103人
（支援者103人）

- 鹿島地区72人（支援72人）
- 生馬地区6人（支援者6人）
- 古江地区16人（支援者16人）
- 島根地区9人（支援者9人）

支援者の車両、島根県等が確保した福祉車両で移動（103人（支援者103人））

広域福祉避難所

避難元地区	避難先市町	候補施設	受入見込数
鹿島 生馬 古江	大田市	国立三瓶青少年交流の家 国民宿舎さんべ荘 県立男女共同参画ｾﾝﾀｰあすてらす 旧温泉津保健ｾﾝﾀｰ 亀の子工房（防災ｾﾝﾀｰ） 仁摩保健ｾﾝﾀｰ 仁摩農村環境改善ｾﾝﾀｰ 仁万まちづくりｾﾝﾀｰ 馬路まちづくりｾﾝﾀｰ 大屋まちづくりｾﾝﾀｰ	1,152
島根	奥出雲町	ｶﾙﾁｬｰﾌﾟﾗｻﾞ仁多 あいｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 横田ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 馬木ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 八川ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 鳥上ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 布勢ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	623

安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施

近傍の放射線防護対策施設

- 東部島根医療福祉ｾﾝﾀｰ（生馬地区、収容可能人数60名）
- あとむ苑（鹿島地区、収容可能人数50名）
- 松江市消防本部（城東地区、収容可能人数109名）

松江市（まつえし）における施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➢ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数2,438人について、ﾊﾞｽ66台、福祉車両107台（車椅子仕様84台、ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様23台）。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		ﾊﾞｽ※2	福祉車両※3（車椅子仕様）	福祉車両※3（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	
学校・保育所等の児童等を緊急退避所に輸送	2,045人（児童等1,702人＋職員343人）	59台（児童等1,702人＋職員343人）	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少
医療機関の入所者等を避難先施設に輸送	0人	0台	0台	0台	
社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	93人（入所者65人＋職員28人）	3台（入所者61人＋職員24人）	4台（入所者4人＋職員4人）	0台（入所者0人＋職員0人）	ﾊﾞｽについては、地区ごとにそれぞれ必要車両台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態での避難対象者及びその支援者を避難先施設に輸送	40人（要支援者20人＋支援者20人）	2台（要支援者20人＋支援者20人）	0台	0台	316人（要支援者158人＋支援者158人）は支援者の車両による避難
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	206人（要支援者103人＋支援者103人）	0台	80台（要支援者80人＋支援者80人）	23台（要支援者23人＋支援者23人）	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ﾖｳ素剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	54人	2台（54人）	0台	0台	422人は自家用車による避難
合　計	2,438人	66台	84台	23台	

※1　数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
※2　ﾊﾞｽは1台当たり35人程度の乗車を想定
※3　福祉車両（車椅子仕様）、福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）は1台当たり1人の要支援者を搬送することを想定
※4　「避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避（放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要）

松江市（まつえし）における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

➢ 施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難等のために、松江市（まつえし）及び中国電力（株）が配備する車両のほか、「原子力災害時等におけるﾊﾞｽによる緊急輸送等に関する協定」等に基づき島根県が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

		必要車両台数、確保車両台数			備考
		ﾊﾞｽ	福祉車両（車椅子仕様）	福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	
（A）必要車両台数		66台	84台	23台	
（B）確保車両台数		計66台以上	計84台以上	計23台以上	
確保先	松江市（まつえし）	38台	―	―	
	中国電力（株）	―	―	27台	
	ﾊﾞｽ会社・ﾀｸｼｰ会社	643台	57台	6台	福祉車両の保有台数は、 車椅子用：57台、車椅子・ｽﾄﾚｯﾁｬｰ兼用：6台
	社会福祉施設	―	1,465台	126台	福祉車両の保有台数は、 車椅子用：1,465台、車椅子・ｽﾄﾚｯﾁｬｰ兼用：116台、ｽﾄﾚｯﾁｬｰ用：10台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）に支援を要請

避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設（9施設）で屋内退避を実施。
- これら9施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約1,400人収容可能。また、屋内退避者のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、中国電力（株）が供給。
- 万が一、放射線防護対策施設等が損傷し、屋内退避ができなくなった場合は、近隣の安全な施設等に避難し、屋内退避を継続。

特別養護老人ﾎｰﾑ
あさひ乃苑
（収容可能者数：64人）

障害者支援施設
四ッ葉園
（収容可能者数：93人）

鹿島病院
（収容可能者数：430人）

障害者支援施設はばたき
（収容可能者数：67人）

障害者支援施設
福祉型障害児入所施設
松江学園
（収容可能者数：40人）

特別養護老人ﾎｰﾑ　ゆうなぎ苑
（収容可能者数：88人）

特別養護老人ﾎｰﾑ　あとむ苑
（収容可能者数：128人
うち在宅要支援者と
その支援者50人）

東部島根医療福祉ｾﾝﾀｰ
（収容可能者数：339人
うち在宅要支援者と
その支援者60人）

松江市消防本部
（収容可能者数：在宅要支援者とその支援者109人）

（凡例）
- ●：当該施設入所者を収容
- ●：在宅の避難行動要支援者（入所施設においては当該施設入所者を含む）を収容

自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、島根県、松江市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞
国土交通省中国地方整備局が応急復旧作業を実施

＜県の管理道路＞
県災害対策本部が応急復旧作業を実施

＜高速道路＞
高速道路会社（NEXCO）が応急復旧作業を実施

- 災害発生時には、各管理道路のﾊﾟﾄﾛｰﾙを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※　不測の事態により対応できない場合、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊 ）に支援を要請

降雪時の避難経路の確保

- 島根県、鳥取県及び関係市は、毎年度除雪計画を定め、計画に基づく除雪基準をもって、積雪時における道路交通の安全を確保するための体制を整備。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。特に避難経路については優先的な除雪に努める。

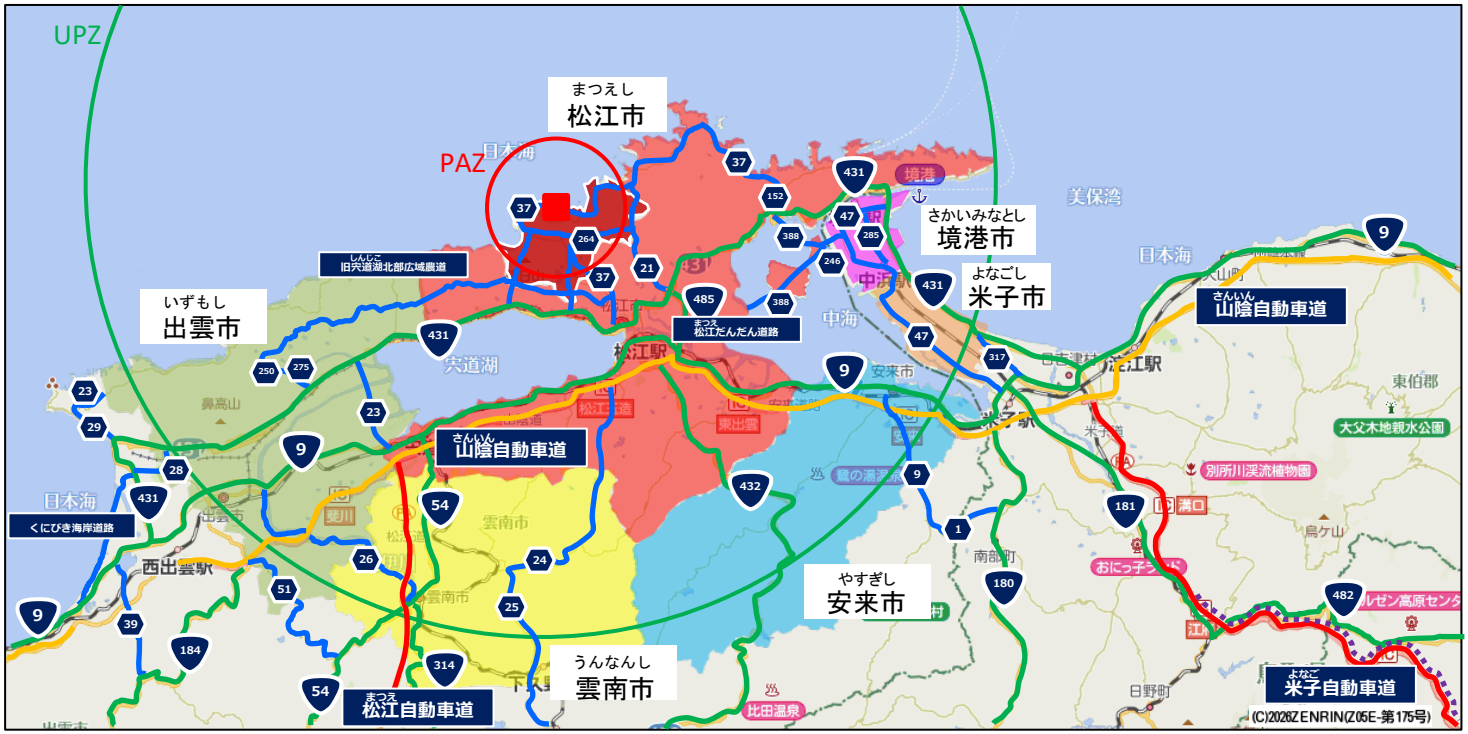

除雪機械（例）

【凡例】:主要な避難経路

- 山陰自動車道
- 米子・松江自動車道
- 国道（高規格道路含む）
- 県道・市道
- 冬季チェーン規制区間

台風や大雪時などにおけるPAZの防護措置

- 台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態に至った段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び島根県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）

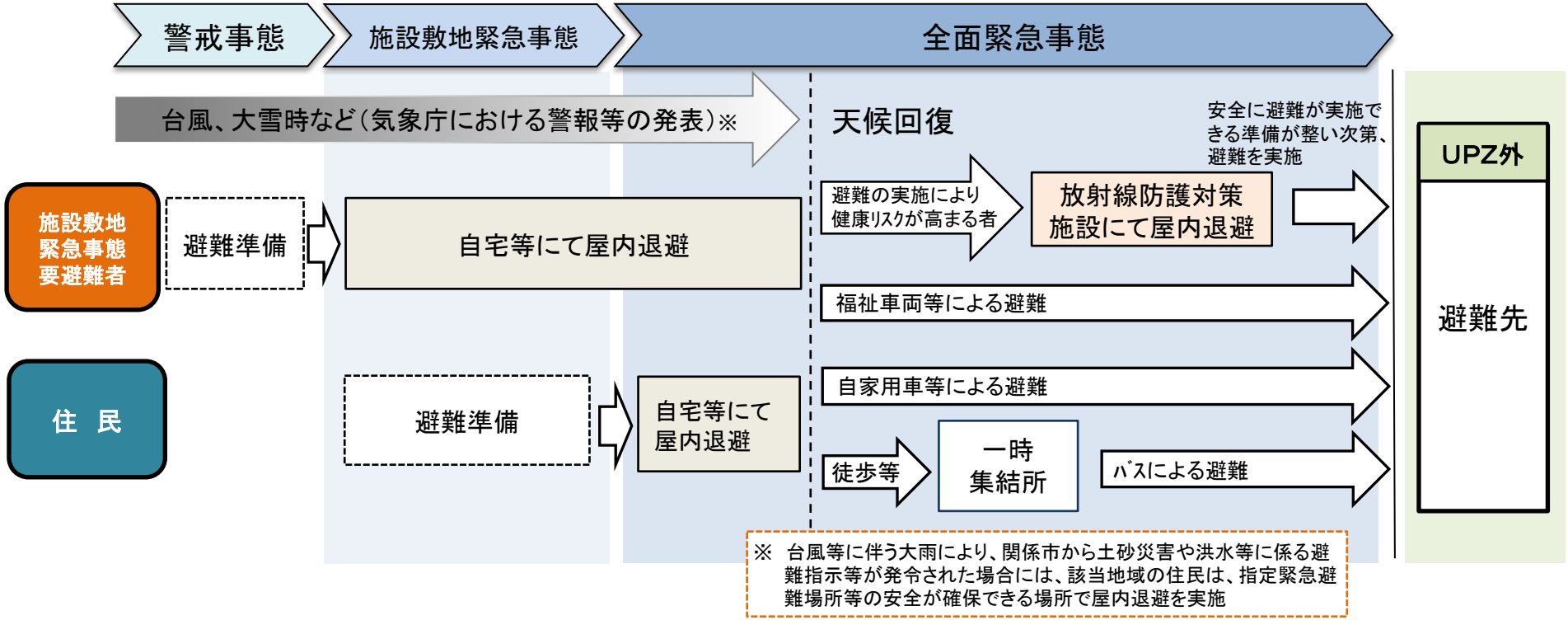

津波との複合災害時におけるPAZの防護措置

- 津波との複合災害時（津波警報または大津波警報の発表時）における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのﾘｽｸを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波警報解除等津波に対する安全が確保できる場合※1は、避難経路、避難手段、ﾌﾟﾗﾝﾄの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。なお、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。

＜施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例＞

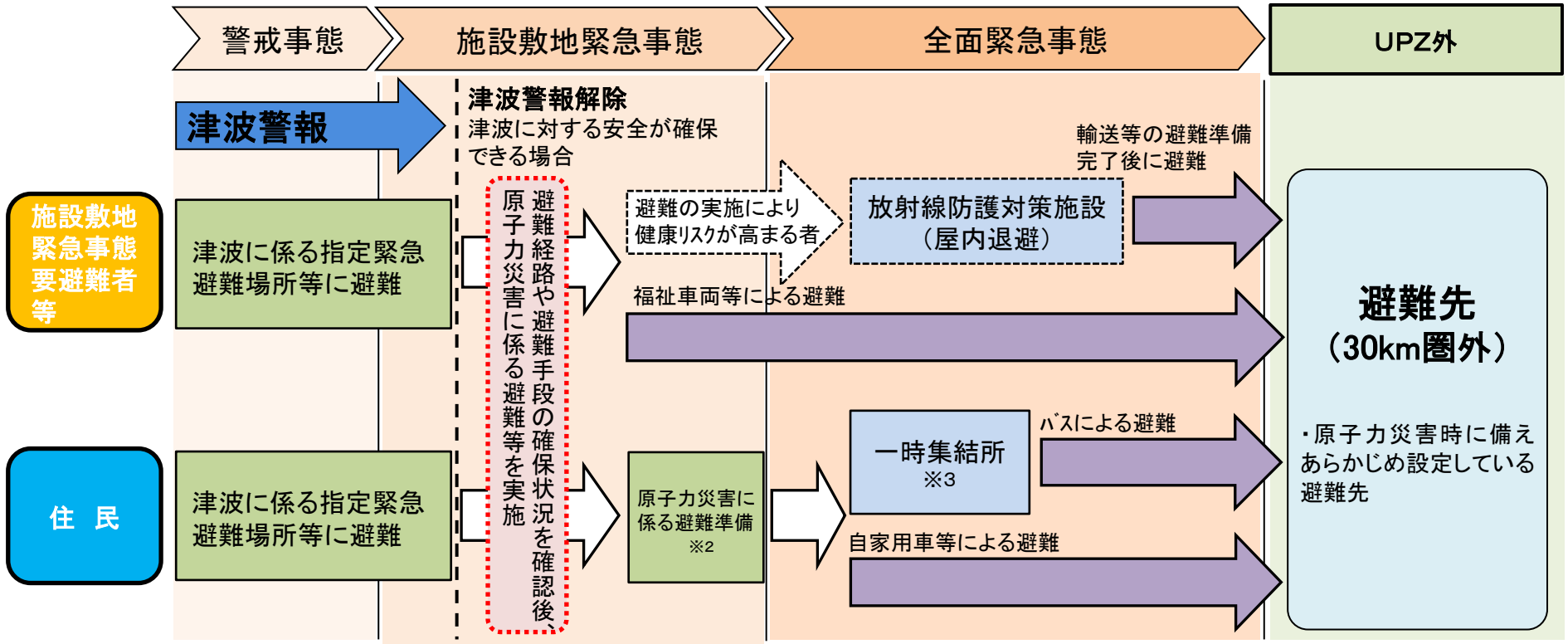

※1　津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
※2　自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。
※3　一時集結所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

感染症※1の流行下でのPAZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、ﾏｽｸの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞

		避難元	避難等の実施	避難先※4
施設敷地緊急事態要避難者	感染者（重症者）			感染症指定医療機関等で治療
施設敷地緊急事態要避難者	避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者 / 感染者（軽症者等）※2	自宅等で避難準備 / 【SE】避難等開始 / 放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
施設敷地緊急事態要避難者	避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者 / それ以外の者※3	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。	➢ 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。	➢ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
施設敷地緊急事態要避難者	避難の実施により健康ﾘｽｸが高まらない者 / 感染者（軽症者等）	ﾊﾞｽ避難者等の一時集結所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 （例） ・一時集結所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・一時集結所等の中で別れて集合する。	避難車両 ➢ ﾊﾞｽ等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やﾋﾟｽﾄﾝ輸送等を実施する。 ・ﾏｽｸを着用し、座席を十分離して着席する。	避難所等 ➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
施設敷地緊急事態要避難者	避難の実施により健康ﾘｽｸが高まらない者 / それ以外の者		➢ ﾊﾞｽ等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やﾋﾟｽﾄﾝ輸送等を実施する。 ・ﾏｽｸを着用し、座席を十分離して着席する。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。
一般住民	感染者（軽症者等）	➢ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・指定避難所等の場所を分ける。 【GE】避難等開始	➢ ﾊﾞｽ等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 （例） ・追加車両の準備やﾋﾟｽﾄﾝ輸送等を実施する。 ・ﾏｽｸの着用、座席を十分離して着席する。 ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者（軽症者等）同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。	➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
一般住民	それ以外の者		➢ ﾊﾞｽ等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➢ 避難先施設では、密集を避ける。

手洗い・消毒・ﾏｽｸ着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。
※4 避難先施設で密集が発生する恐れがある場合は、他の避難先に「それ以外の者」の受け入れについて協力を依頼する。

5. PAZの全面緊急事態における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段（ﾊﾞｽ等）を確保し、避難を開始すること。

2. 避難先施設の受入体制を整えること。

3. 安定ﾖｳ素剤の服用等を指示すること。また、安定ﾖｳ素剤を持っていない者（紛失等）に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び住民数

- 施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を実施している者を除くPAZ内の全住民は全面緊急事態で避難先への避難を実施。
- 松江市の3地区（鹿島地区、生馬地区、古江地区）の住民の避難については、自家用車で避難する住民は、自家用車により大田市内の避難経由所を経由し、避難先に避難。島根地区については奥出雲町内の避難経由所を経由し、避難先に避難。
- ﾊﾞｽにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県等が確保したﾊﾞｽにて、避難経由所を経由し、避難先へ避難。
- 各地区の避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会やﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄの配布、訓練等を通じて住民に周知。

避難元	避難先		
	避難経由所		避難所数
鹿島地区（5,539人）	大田市	大田高校、第二中学校、朝波小学校	避難所：13か所 広域福祉避難所：2か所
生馬地区（一部）（728人）		長久小学校	避難所：10か所 広域福祉避難所：1か所
古江地区（一部）（1,129人）		旧温泉津中学校、温泉津総合体育館、湯里地区体育館	避難所：13か所 広域福祉避難所：7か所
島根地区（一部）（801人）	奥出雲町	横田公園	避難所：14か所 広域福祉避難所：7か所

PAZ内住民数※
合計　8,197人

※施設敷地緊急事態で避難先へ避難した者及び安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避を実施している者も含む

（凡例）避難経由所
- 大田市避難経由所（鹿島地区）
- 大田市避難経由所（生馬地区）
- 大田市避難経由所（古江地区）
- 奥出雲町避難経由所（島根地区）

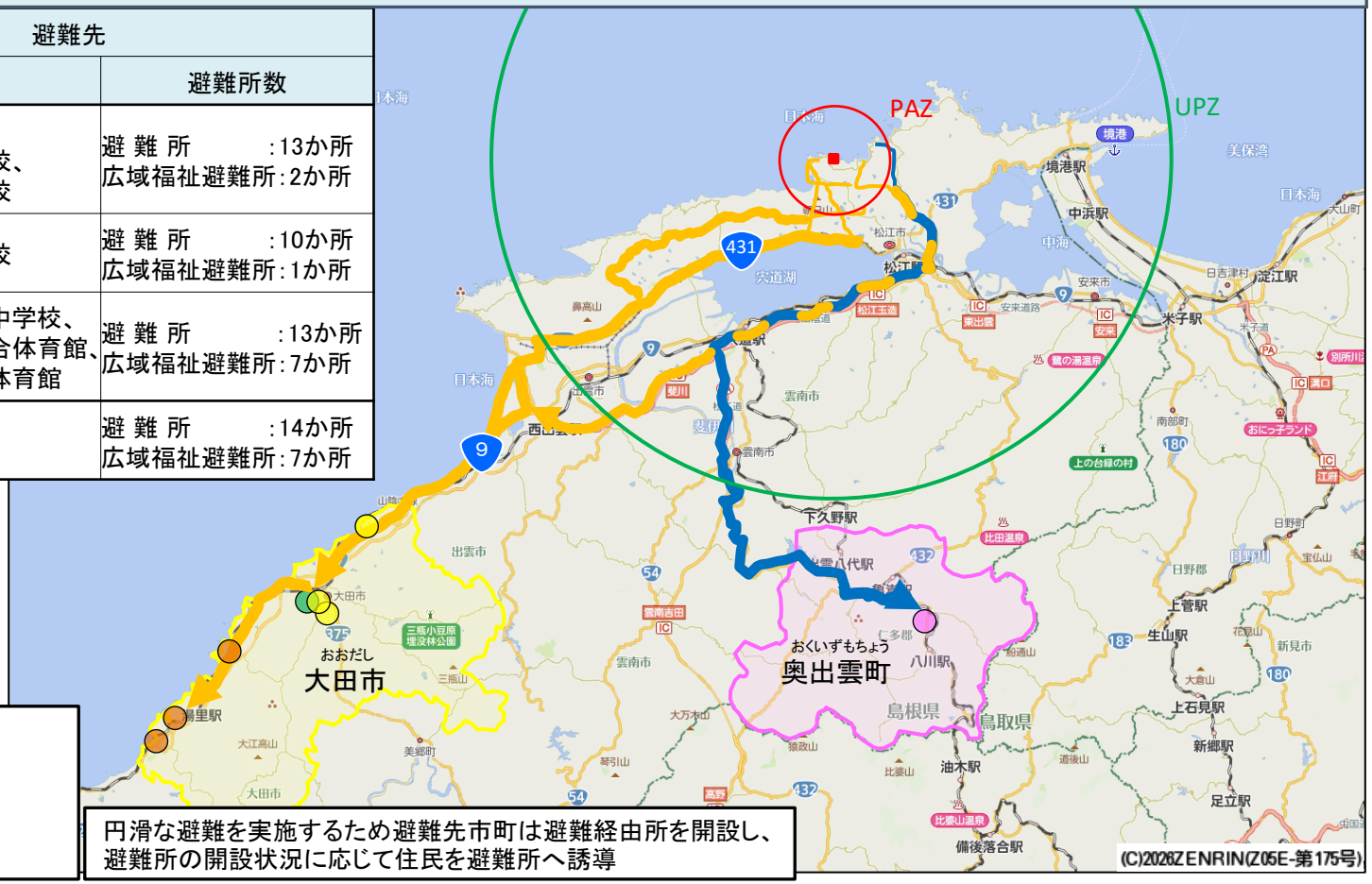

円滑な避難を実施するため避難先市町は避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導

PAZの避難経路

- 宍道湖・大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内中心部での渋滞を回避するため、松江市橋北ｴﾘｱの避難経路について、以下をﾎﾟｲﾝﾄに設定。
  ①道路規格が高く、地震による被害を受けにくい幹線道路を中心とすること。
  ②交通信号機の多いｴﾘｱはできるだけ通行させない避難ﾙｰﾄとすること。
  ③市中心部の4橋（松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋）を極力通らないこと。
- 自然災害等によりあらかじめ定めた避難経路が使用できない場合は、島根県及び松江市は、被災状況を踏まえ、道路管理者等の協力を得ながら避難経路の再調整を行い、迂回路や代替経路の設定などを実施。
- 県警察においては、避難経路の設定を踏まえて、交通誘導対策を実施。

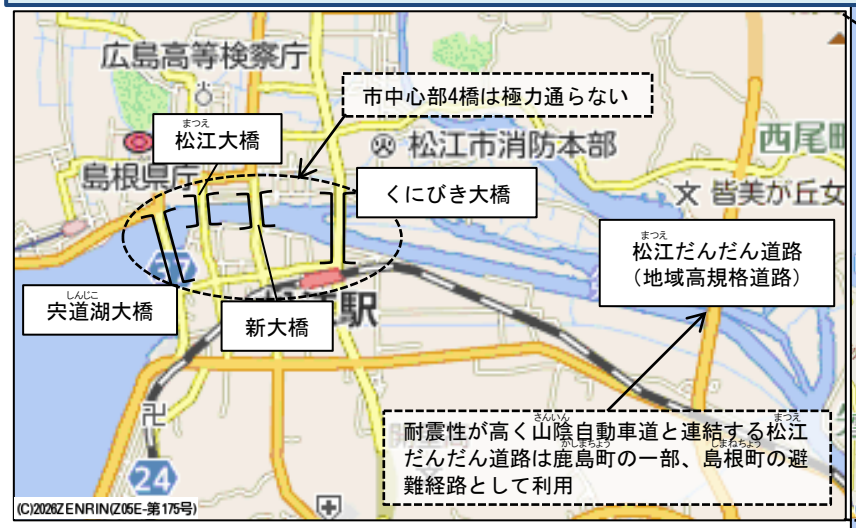

・上記の迂回路や代替経路の設定について、令和元年度原子力総合防災訓練では、鹿島地区の一部・生馬地区・古江地区の主要な避難経路である宍道湖北部の経路（国道431号等）がいずれも通行できないものとして、宍道湖大橋を用いて宍道湖南部の経路（山陰自動車道等）へ迂回する代替経路を設定。また島根地区の主要な避難経路である国道314号も一部通行できないものとして、迂回路を設定。

PAZにおける自家用車で避難できない住民の数

- 自家用車での避難ができない住民は、徒歩等で一時集結所に集まり、島根県等が配車した車両で、避難所へ避難。

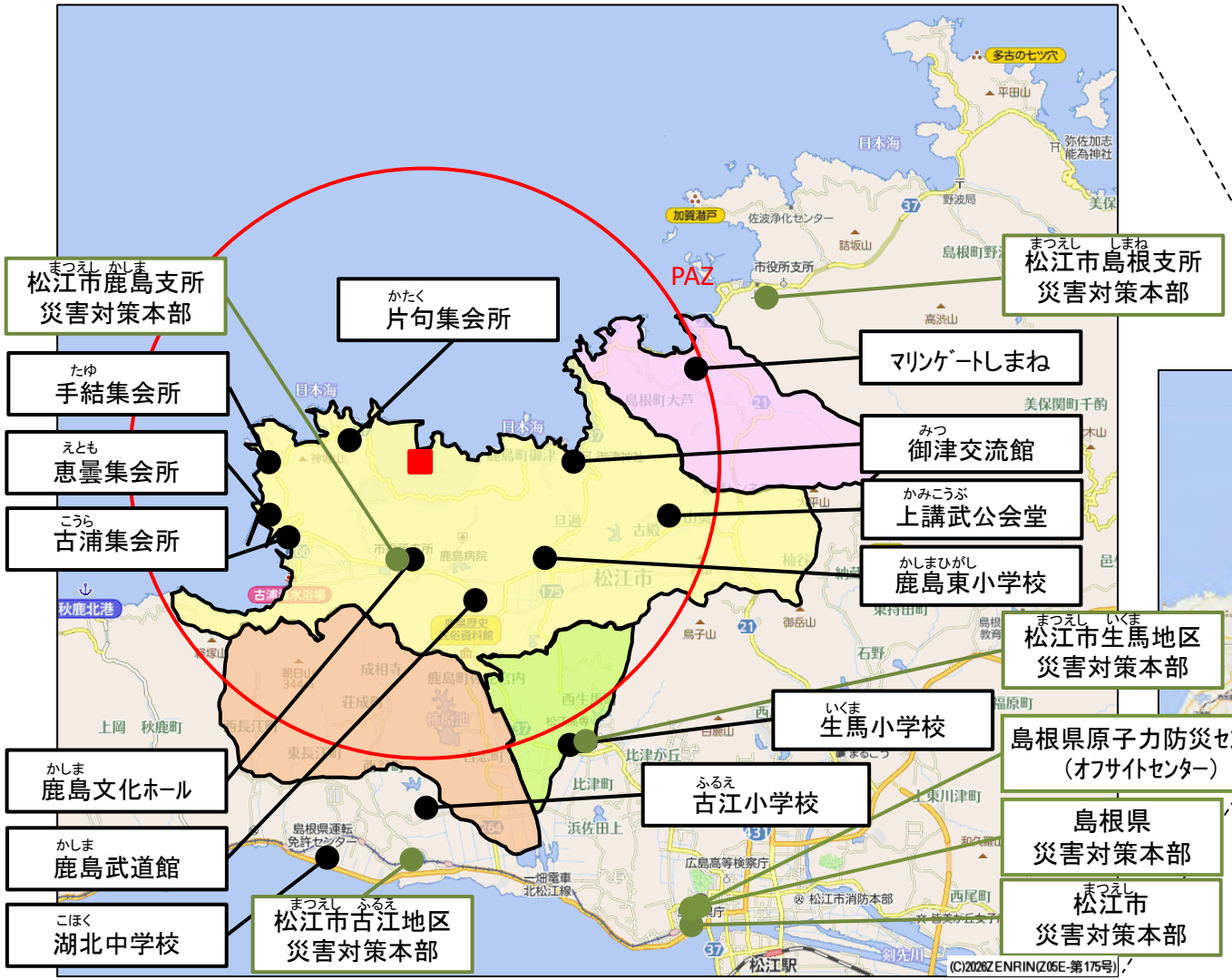

地区		人数
松江市	鹿島地区	621人
	生馬地区	82人
	古江地区	127人
	島根地区	90人
合計		920人

※島根県によるアンケート調査結果をもとに、自家用車で避難できない住民数を算出。

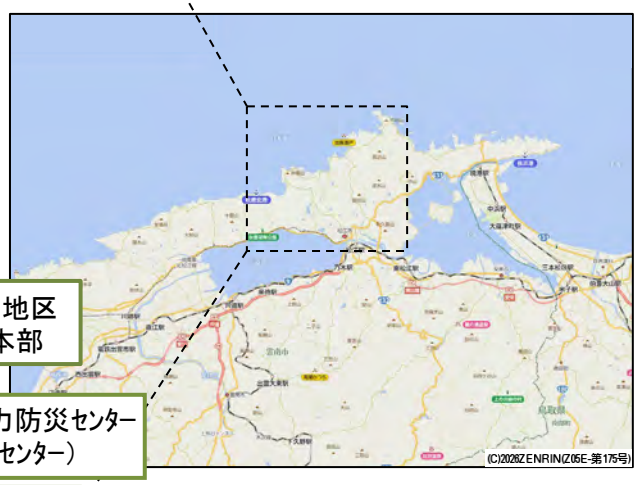

（凡例）
- ●：一時集結所
- ●：災害対策本部

PAZ内の観光客等一時滞在者の避難

- 島根県及び松江（まつえし）市は観光客等一時滞在者については、警戒事態（地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合）において、帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態（地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合）の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線ﾊﾞｽ等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、全面緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県等が確保した車両により避難を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞

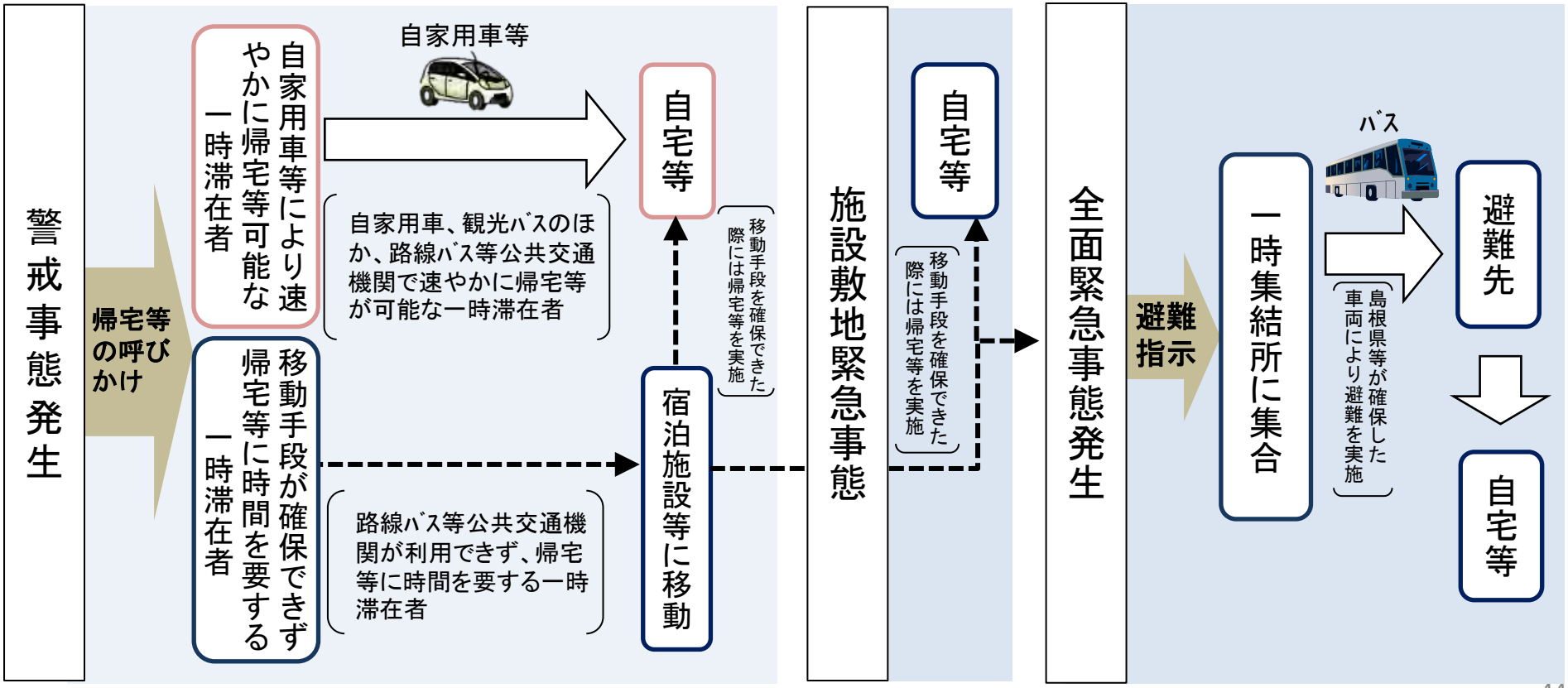

PAZ内の観光客及び民間企業の従業者の数

- PAZの観光施設における1日当たりの入場見込み人数は2,745人、民間企業は350事業所（約4,000人）存在。
- なお、民間企業の従業者の避難方法については、各事業所単位で周知。

＜PAZの観光施設の状況＞

地区名	観光地・施設名	観光客入込客延べ数（人）	
		夏季（8月）	冬季（1月）
鹿島地区	朝日山	1,500	0
	佐太神社	5,000	70,000
	島根原子力館	5,420	2,346
	恵曇海岸	3,300	400
	古浦海水浴場	4,000	300
	鹿島多久の湯	10,756	12,040
島根地区	ﾏﾘﾝｹﾞｰﾄしまね	54	18
月合計		30,030	85,104
一日当たり平均		969	2,745

「令和6年島根県観光動態調査」から推計

[入場見込み人数（冬季）] 約2,745人

＜PAZの民間企業の状況＞

地区名	事業所数	従業者数（人）
鹿島地区	240	2,954人
生馬地区	22	298人
古江地区※	51	497人
島根地区	37	282人
合計	350	4,031人

従業者については、通勤に使用する自家用車またはﾊﾞｽにより避難

出典：令和3年経済ｾﾝｻｽ － 活動調査　町丁・大字別集計（総務省・経済産業省）

※ 古江地区の一部区域でUPZを含むことから、当該区域のUPZ内の数値を含んでいる。

全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民及び観光施設から避難する一時滞在者は、合計1,606人分、ﾊﾞｽ47台。
- 全面緊急事態発生時には、島根県内のﾊﾞｽ会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、島根県旅客自動車協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

＜全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※1	必要車両台数	備考
		ﾊﾞｽ※2	
ﾊﾞｽにより避難する住民	920人	27台	
観光客等の一時滞在者	686人	20台	観光客2,745人の75%程度が自家用車や貸切ﾊﾞｽ等で訪問していること(「令和6年島根県観光動態調査結果」から推計)を踏まえ、残りの25%程度を想定対象人数として算入
合計	1,606人	47台	

※1　数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
※2　ﾊﾞｽ1台当たり35人程度の乗車を想定

＜全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		必要車両台数、確保車両台数	備考
		ﾊﾞｽ	
(A)必要車両台数		47台	
(B)確保車両台数		47台以上	
確保先	島根県内ﾊﾞｽ会社	47台以上	保有台数643台

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

松江市鹿島地区から避難先施設までの主な経路

- 住民5,539人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ﾊﾞｽにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したﾊﾞｽにて避難を実施。

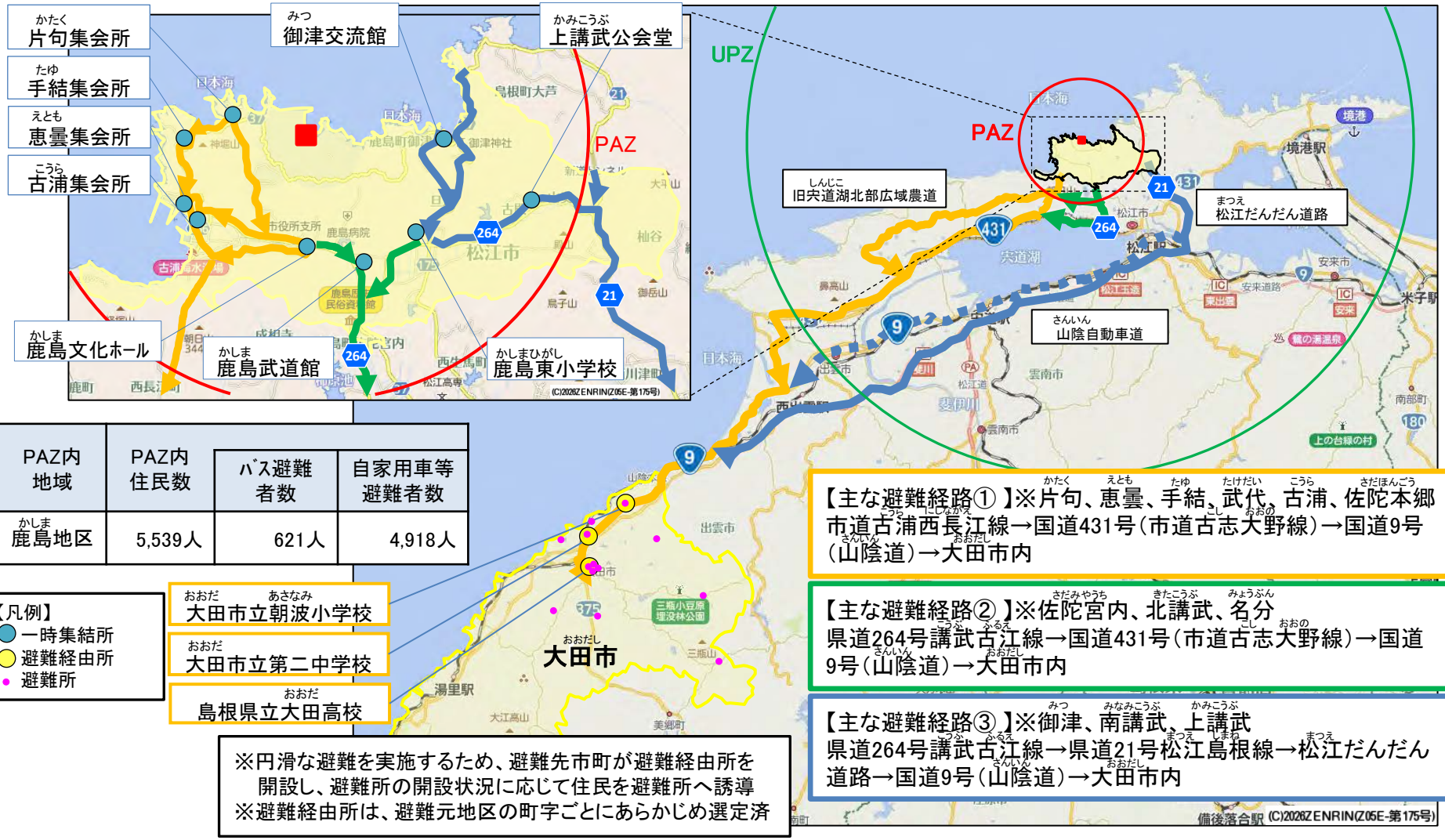

PAZ内地域	PAZ内住民数	ﾊﾞｽ避難者数	自家用車等避難者数
鹿島地区	5,539人	621人	4,918人

【主な避難経路①】※片句、恵曇、手結、武代、古浦、佐陀本郷市道古浦西長江線→国道431号（市道古志大野線）→国道9号（山陰道）→大田市内

【主な避難経路②】※佐陀宮内、北講武、名分県道264号講武古江線→国道431号（市道古志大野線）→国道9号（山陰道）→大田市内

【主な避難経路③】※御津、南講武、上講武県道264号講武古江線→県道21号松江島根線→松江だんだん道路→国道9号（山陰道）→大田市内

※円滑な避難を実施するため、避難先市町が避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導
※避難経由所は、避難元地区の町字ごとにあらかじめ選定済

松江市生馬地区から避難先施設までの主な経路

- 住民728人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ﾊﾞｽにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したﾊﾞｽにて避難を実施。

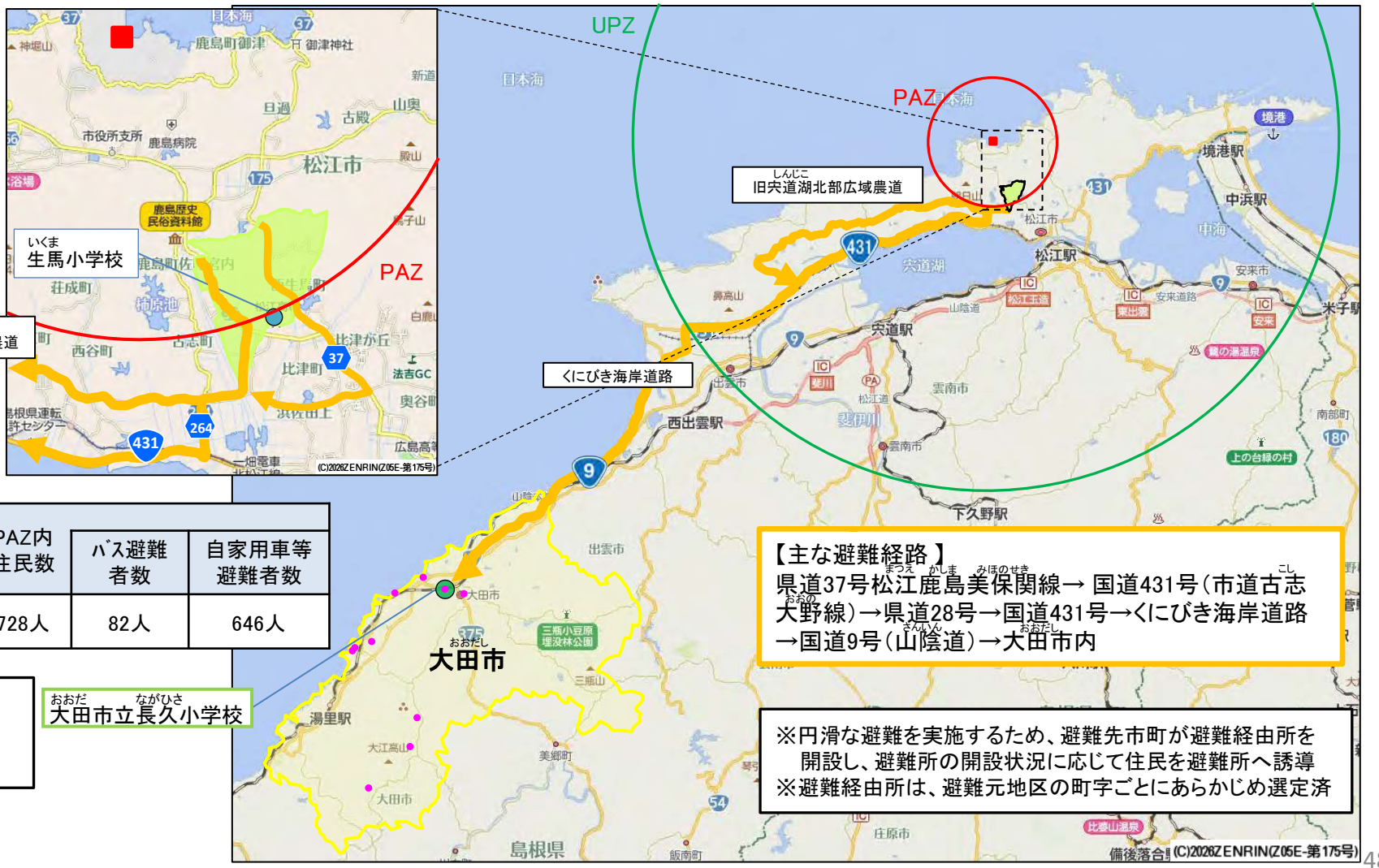

PAZ内地域	PAZ内住民数	ﾊﾞｽ避難者数	自家用車等避難者数
生馬地区	728人	82人	646人

【凡例】
- 一時集結所
- 避難経由所
- 避難所

【主な避難経路】
県道37号松江鹿島美保関線→ 国道431号（市道古志大野線）→県道28号→国道431号→くにびき海岸道路→国道9号（山陰道）→大田市内

※円滑な避難を実施するため、避難先市町が避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導
※避難経由所は、避難元地区の町字ごとにあらかじめ選定済

松江市古江地区から避難先施設までの主な経路

- 住民1,129人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ﾊﾞｽにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したﾊﾞｽにて避難を実施。

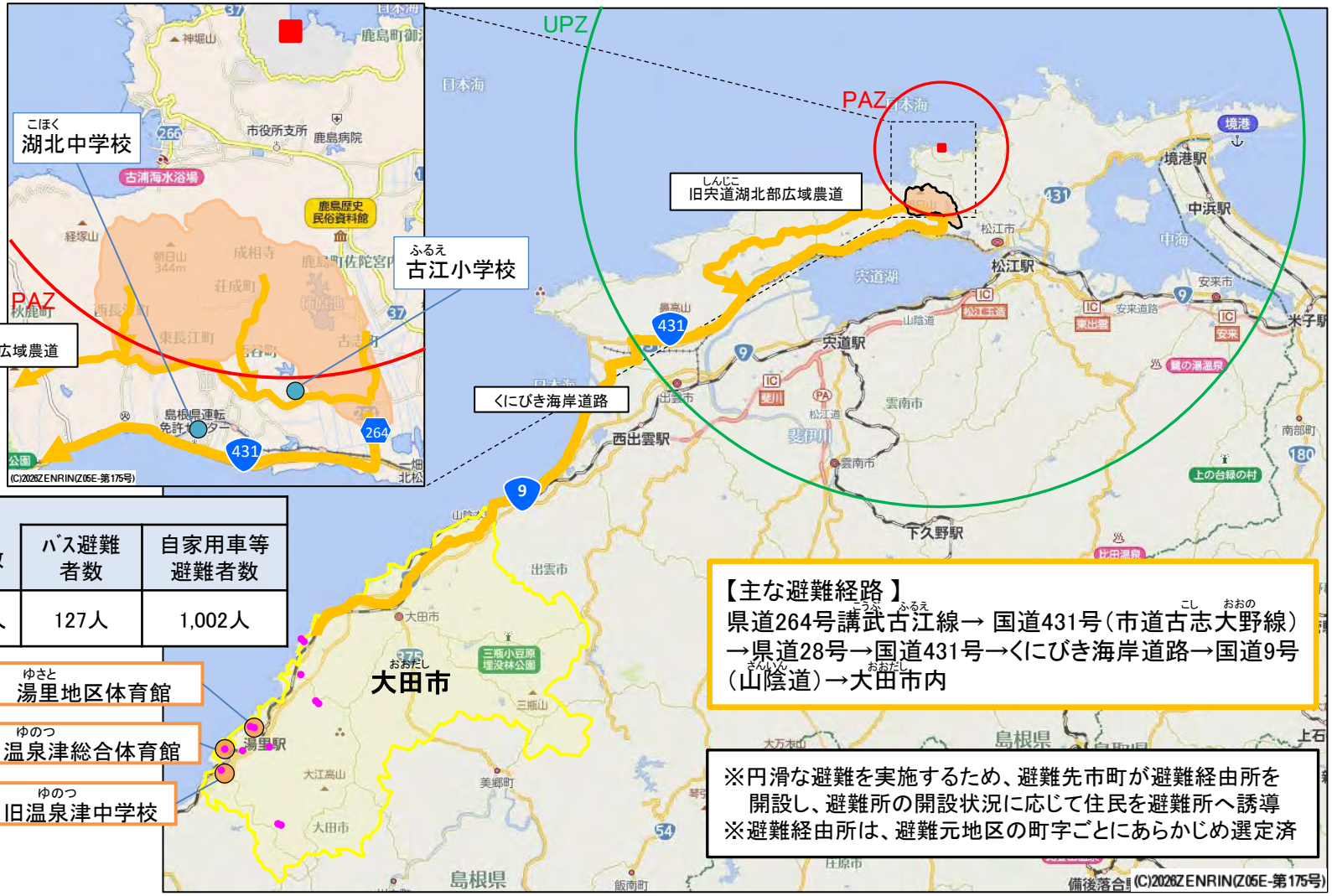

PAZ内地域	PAZ内住民数	ﾊﾞｽ避難者数	自家用車等避難者数
古江地区	1,129人	127人	1,002人

松江市島根地区から避難先施設までの主な経路

- 住民801人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ﾊﾞｽにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したﾊﾞｽにて避難を実施。

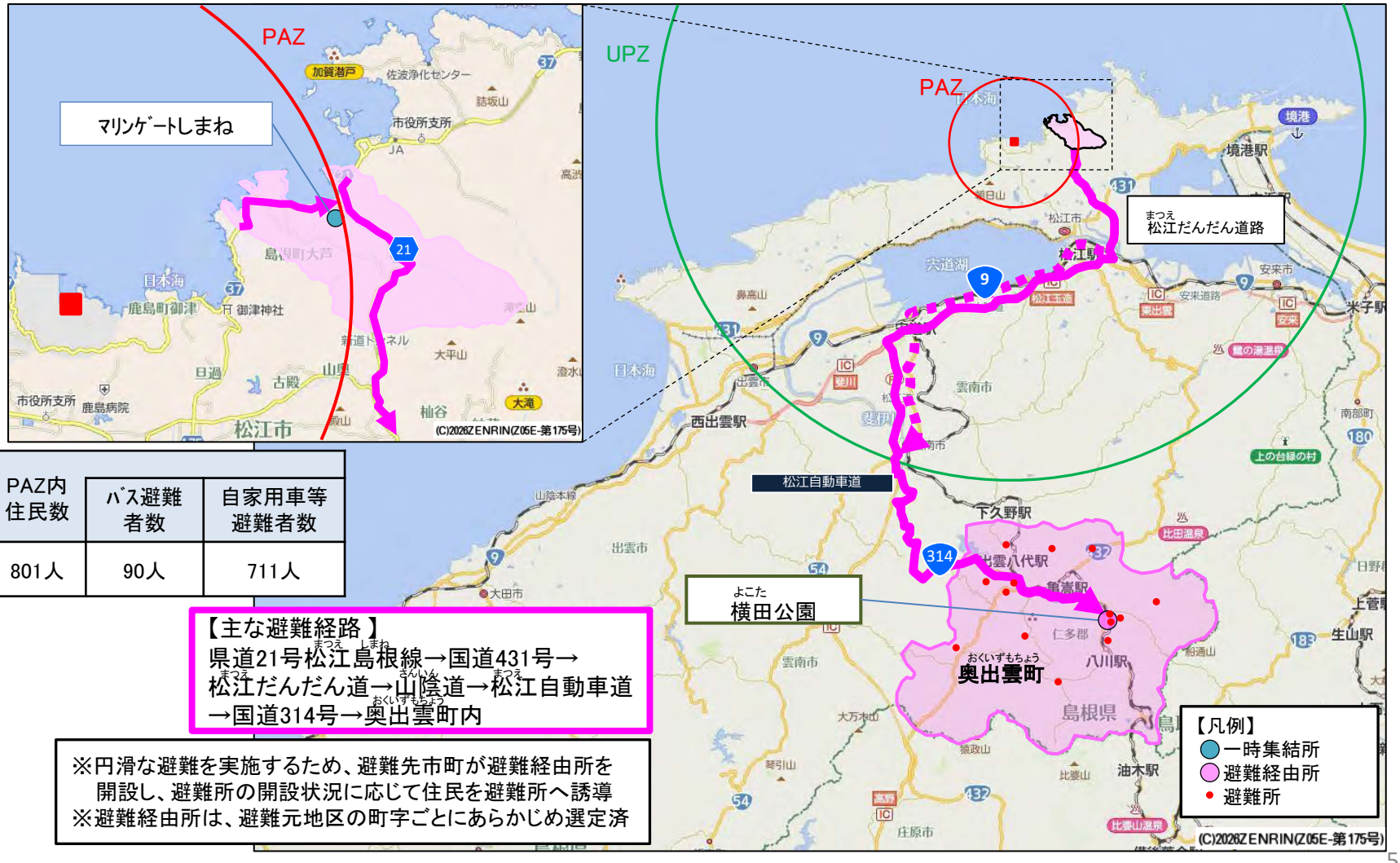

PAZ内地域	PAZ内住民数	ﾊﾞｽ避難者数	自家用車等避難者数
島根地区	801人	90人	711人

【主な避難経路】
県道21号松江島根線→国道431号→松江だんだん道→山陰道→松江自動車道→国道314号→奥出雲町内

※円滑な避難を実施するため、避難先市町が避難経由所を開設し、避難所の開設状況に応じて住民を避難所へ誘導
※避難経由所は、避難元地区の町字ごとにあらかじめ選定済

避難を円滑に行うための対応策①

➢ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送等により道路渋滞を把握し、県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

島根地域における交通対策

1. 交通誘導対策

・主要交差点等における警察官等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

2. 交通広報対策

・道路管理者が管理する「道路情報板」及び警察が管理する「交通情報板」を活用した広報

・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報

・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報　等

3. 交通規制対策

・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保

・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自動起動式発動発電機による応急復旧、警察官等による主要交差点等における交通規制により対応

【凡例】
- ●：自動起動式発動発電機付信号機（※）
- ●：道路情報板設置箇所
- ■：交通整理・誘導を行う主な交差点（※）

※松江市、出雲市などの市街地には多数設置・設定されている。上図では主要な箇所のみ記載。

【ヘリによる映像伝送】

道路渋滞状況を把握し、避難誘導・交通規制

【避難誘導イメージ】

主要交差点にて実施

【自動起動式発動発電機付信号機】

避難経路等に設置

避難を円滑に行うための対応策②

- 島根県では、警察本部交通管制ｾﾝﾀｰに「原子力災害時の避難・誘導ｼｽﾃﾑ」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。同ｼｽﾃﾑの実効性を高めるため、信号制御機の高度化更新、交通流監視ｶﾒﾗ、自家発電機付信号機を順次整備。また、ｳｪﾌﾞｻｲﾄ「島根県避難ﾙｰﾄﾏｯﾌﾟ」を作成。地区ごとの一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、避難指示や道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ対応の「鳥取県原子力防災ｱﾌﾟﾘ」を作成。地区ごとのﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報、避難指示、一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、道路の渋滞情報などを提供。

島根県

警察本部

交通管制ｾﾝﾀｰ

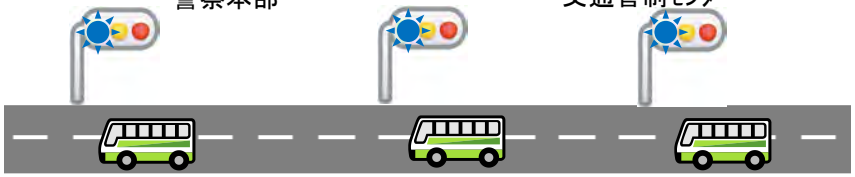

警察本部の交通管制ｾﾝﾀｰに「原子力災害時の避難・誘導ｼｽﾃﾑ」を整備。ｼｽﾃﾑ上で選択した信号機を意図的に長い時間「青色灯火」にすることにより、避難車両の優先通行が可能

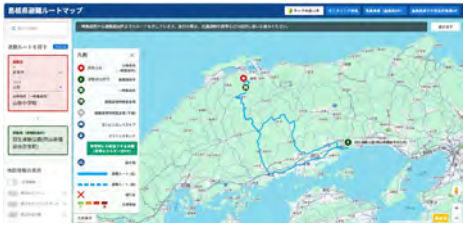

島根県避難ﾙｰﾄﾏｯﾌﾟ

鳥取県

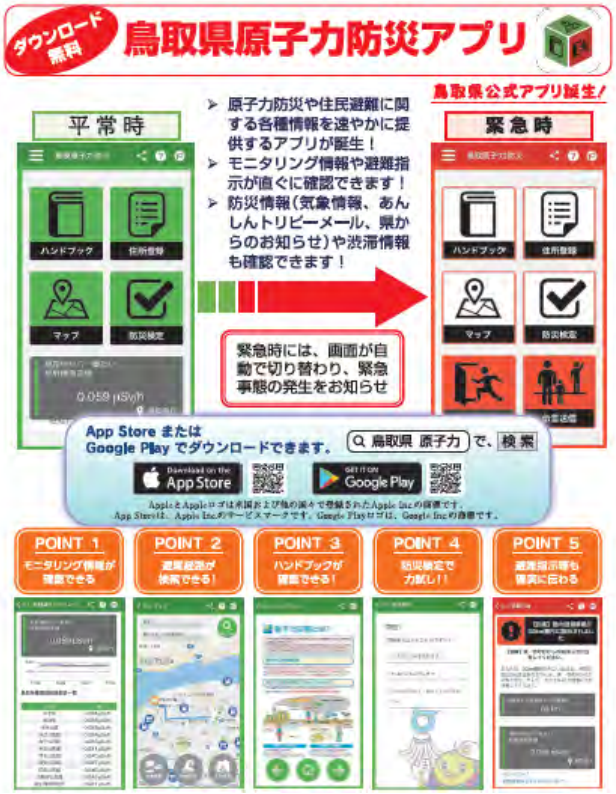

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、あらかじめ定めた避難先自治体で避難者の受入れができなくなった場合は、中国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を決定する。
- 中国地方で避難先が充足しない場合は、不足分について中国地方以外の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している府県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を決定する。
- なお、鳥取県は、災害の状況に応じて島根県から要請があった場合に、島根県の避難者を受け入れる予備的避難先地域を鳥取県内に確保している。

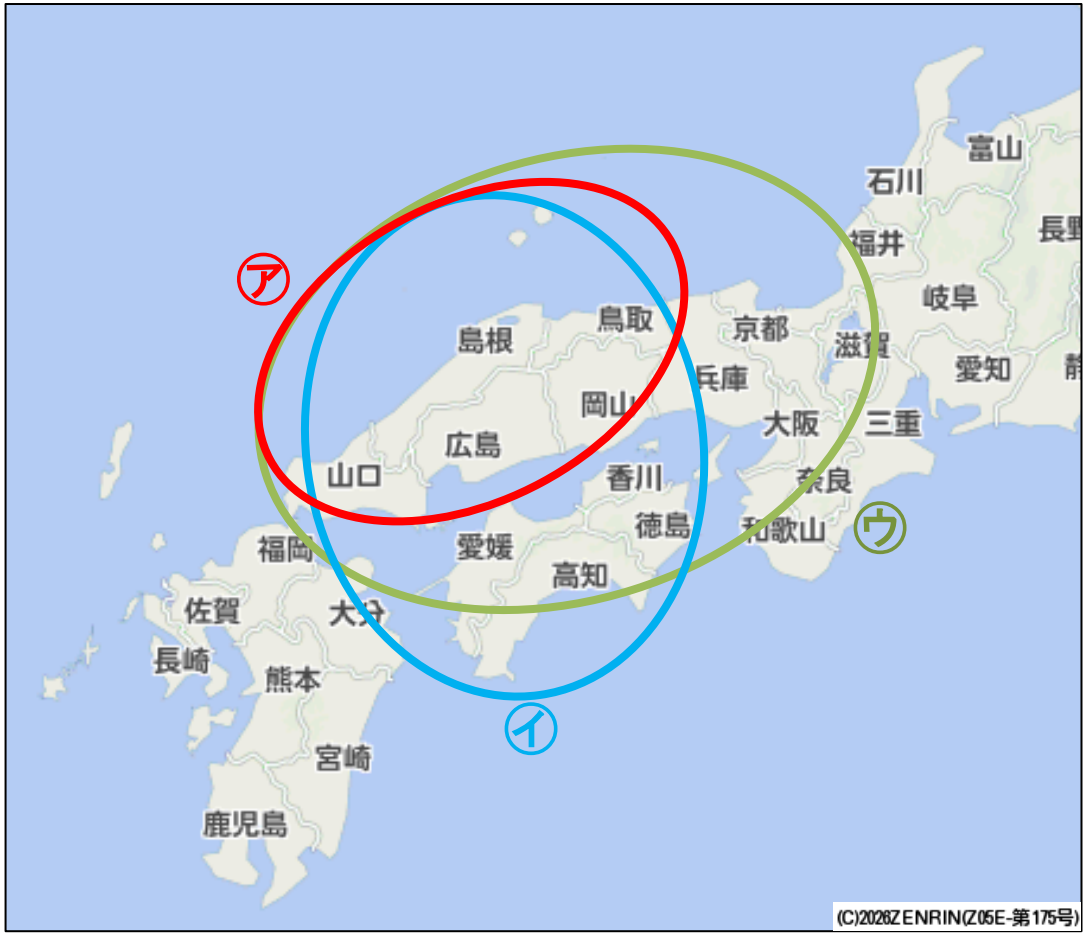

㋐中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（令和5年3月24日）
【締結】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
【支援内容】避難者を受け入れるための施設の提供　ほか

㋑中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）
【締結】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
【支援内容】避難者を受け入れるための施設の提供　ほか

㋒関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）
【締結】関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
【支援内容】住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋　ほか